

令和5年第3回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R05/02/16 ~ R05/03/17

1. 教育行政報告

2月

16日 (木)	綴喜小中学校長会 年度末総会	中央公民館
17日 (金)	市議会本会議(議案上程 他)	議場
19日 (日)	同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (サッカー指導交流)	同志社大学
21日 (火)	校長会議	301・302会議室
24日 (金)	市議会本会議(一般質問①)	議場
26日 (日)	第39回京田辺市市民駅伝競走大会	市北部地域
27日 (月)	第1回教育委員会臨時会	305会議室
28日 (火)	市議会本会議(一般質問②)	議場

3月

1日 (水)	市議会本会議(一般質問③)	議場
2日 (木)	第6回学校教育審議会	305会議室
4日 (土)	京田辺市スポーツ賞表彰式 同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (ハンドボール指導交流)	中央公民館 同志社大学
7日 (火)	文教福祉常任委員会	委員会室
9日 (木)	予算特別委員会(輝く子ども未来室・健康福祉部・教育部)	委員会室
10日 (金)	第33回北部ふれあい祭(～12日)	北部住民センター
13日 (月)	経営会議 学校教育審議会答申書手交式	305会議室 教育長室
14日 (火)	市立中学校卒業証書授与式	各中学校
15日 (水)	予算特別委員会(総括質疑)	委員会室
16日 (木)	大住こども園理事者内覧会	大住こども園
17日 (金)	幼稚園修了証書授与式 第3回教育委員会定例会	各幼稚園 京田辺市保健センター

2. 議会報告

議会報告

令和5年第1回京田辺市議会定例会

1. 令和5年2月24日、28日、3月1日開催 本会議 一般質問 p. 1～16
2. 令和5年3月7日開催 文教福祉常任委員会 議案審査 p. 17～19
3. 令和5年3月9日開催 予算特別委員会 部局別審査 p. 20～39

令和5年第1回京田辺市議会定例会 一般質問質疑・答弁

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
久保 典彦 (自民一新会)	○スポーツ環境の整備について ・ 中学校の部活動に所属している生徒と、所属していない生徒との支援の不均衡の解消について問う。	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市立中学校の部活動に所属している生徒が各種大会へ参加する際は、市教育委員会が所管する中学校各種運動競技大会等参加補助金により交通費等の参加経費の全額を補助しているところです。 しかしながら、部活動に所属しない生徒個人が参加する場合は補助対象とならず、市民部が所管する選手激励金のみが支給されております。 ご指摘の点を踏まえまして、来年度、令和5年度から、中学校体育連盟が主催する大会へ参加する生徒につきましては、部活動に所属している・いないに関わらず、市教育委員会が所管する中学校各種運動競技大会等参加補助金の補助対象としてまいりたいと考えております。
	・ 中学校の部活動の地域移行についての本市の考えについて問う。	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の部活動の地域移行につきましては、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、これまでは令和8年に完全移行を目指すと言われていたものが、令和5年度からの3年間を改革推進期間と改められ、国や京都府に

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
青木綱次郎 (日本共産党京 田辺市議会議員 団)	○小・中学校体育館へのエアコン設置を ・ 小・中学校の各体育館へのエアコンなど空調設備の設置は、学校教育条件の改善、及び災害時の避難所環境の整備という面から、重要な課題である。よってその設置を求めるが市の見解を問う。	教育部長	<p>おいて引き続き検討が進められております。</p> <p>本市教育委員会においては、市長部局と情報共有に努めるとともに、実施に向けた検討を進めております。</p> <p>実施にあたりましては、多くの課題を解決する必要があることから拙速に進めることなく、生徒や保護者、地域の御理解を得ながら、慎重かつ段階的に進めてまいります。</p> <p>・ 学校教育活動におきましては、熱中症が懸念される気象状況の際には、カリキュラムを変更するなど弾力的な運営をし、対応しております。</p> <p>また、小中学校の体育館を避難所として運営する場合には、その目的で配備した大型扇風機などを活用し、猛暑等による健康被害が想定される場合は、学校長と調整の上、空調が整備されている教室を活用するなど、状況に応じて柔軟に対応されているところです。</p> <p>体育館を含めた学校施設の改修については、学校施設長寿命化計画に基づいて計画的に進めることとしており、現時点で、空調の設置を目的とした改修は考えておりません。</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>○小学校水泳授業での民間施設利用について</p> <p>2022年度、田辺小学校の一部学年で民間施設での水泳授業が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度実施について、その具体的内容と評価、及び課題を明らかにされたい。 ・ 23年度における小学校水泳授業での民間施設利用の計画など明らかにされたい。 	<p>教育部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の民間施設における水泳授業の試行につきましては、田辺小学校の2年生及び5年生の2学年を対象として、6月から7月にかけて計5日間、実施をいたしました。 <p>具体的には、まず2年生が1・2時間目にバスで小学校から民間施設に移動し、泳力別に3つに分けたグループごとに練習を行い、次の3・4時間目には5年生が同様に移動・練習を行いました。</p> <p>屋内プールであるため、雨天時も予定どおり授業が実施できたほか、専門性を持ったインストラクターによる指導が児童はもとより、教員からも好評を得たところで、特段の課題もなく、今年度の試行の目的であった「民間施設で学校と同程度の水泳指導が可能か否か」という点において、むしろ期待以上の結果であったと受け止めております。</p> <p>来年度、令和5年度につきましては、市内の民間施設等の受け入れ能力や学校の授業スケジュールの観点から、全市的に展開ができるかどうか検証していくため、新たに田辺公園プールと北部地域の民間施設を実施場所に加え、田辺小学校の全学年、さらに大住小学校、草内小学校、田辺東</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
吉高裕佳子 (市民とともに歩む女性議員の会)	<p>○子どものマスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、卒業式において、マスクを着用せずに出席することを基本と決定した。また、文部科学省は、4月1日以降は、学校生活でのマスクの着用は基本的に不要とし、同内容を各教育委員会に通知をしたが、市及び教育委員会としてはどのように対応されるのかを問う。 ・ 子どもへのマスクの弊害について、市及び教育委員会はどのように認識しているかを問う。 	<p>教育部長</p> <p>教育部長</p>	<p>小学校、新小学校及び松井ヶ丘小学校のそれぞれ2学年で試行を実施する予定としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この3月に実施されます卒業証書授与式につきましては、2月10日付け文部科学省通知に合わせ、児童生徒及び教職員は合唱や呼びかけなど多人数で声を出す場面を除いて、マスクを着用しないことを基本とするとともに、来賓や保護者の方々については、マスク着用をお願いする旨を各校に通知し、併せて各校から小学校6年生及び中学校3年生保護者に文書配布を行いました。 <p>また、学校におけるマスク着用の考え方の見直しが令和5年4月1日から適用されることとなっており、現在、国においてその留意事項が検討されておりますので、その結果に基づき対応してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒のマスクにつきましては、着用した際に呼吸抵抗による生理的負担や熱中症など身体に及ぼす影響、コミュニケーションへの影響が懸念されていますが、これまでマスクが不要な場面においては積極的に外すよう指導してまいりましたので、特段の弊害は生じていないと認識しており

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>○ごみの減量化と資源循環型社会を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会に問う。 <p>ア 各学校・幼稚園では、年間どれくらいのごみが出ているのか。</p> <p>イ 各学校・幼稚園では、牛乳パックはどのように回収・リサイクルされているのか。</p> <p>ウ 各学校・幼稚園でのペーパーレス化は進んでいるのか。</p>	<p>教育部長</p> <p>教育部長</p> <p>教育部長</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小・中学校、幼稚園におけるごみの排出量について、市教育委員会として把握はしていません。 ・ 本市の学校給食などにおける牛乳パックの処理につきましては、令和2年度までは牛乳を納入する業者が牛乳パックを引き取る対応を行っていましたが、衛生上の課題から、全国的に飲用後の牛乳パックの回収業務を廃止することとなりました。 こうしたことから、現在、本市の小学校及び幼稚園につきましては、市立幼稚園1園を除いて、可燃ごみとして処理しております。 ・ 市立学校では、これまでから校務支援システムを導入し、校務文書のデータ化を図ることにより、積極的にペーパーレス化を推進してまいりました。 また、ICT教育推進委員会等において、ICTの活用について情報交換を行う中、他校のペーパ

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>エ 環境教育についての認識と現在行っている環境教育はどのようなものか。</p>	<p>教育部長</p>	<p>ーレス化の実践事例を参考に、各校では職員会議におけるペーパーレス化や保護者宛文書のホームページ掲載など、それぞれの学校や保護者の状況等に合わせた取組を順次進めております。</p> <p>また、市立幼稚園においては、保護者あてに配布するお手紙や園内で掲出するポスターについて、両面印刷や裏紙を使用して、紙の減量化を進めており、さらに、「おたより」などをメールやアプリで配信できるよう進めていきたいと考えております。</p> <p>・ 環境教育につきましては、これからの持続可能な社会づくりを担う子どもたちにとって、大切なものであると認識しております。</p> <p>こうしたことから、学校においては、持続可能な開発のための教育の視点で、各教科等の学びを横断的に進めるとともに体験活動とつなげる取組を行い、主体的に参加しようとする意欲を育むことができるよう努めており、教科では植物の栽培や廃品を活用した工作、家庭や教室のごみ調べなどにごみの分別などの日常の生活に関わるもの、学校によっては緑化運動ポスターの作成、京都府の「夏休み省エネチャレンジ」への参加、環境委員会によるリユース運動などの体験活動に取り組んで</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
榎本 昂輔 (自民一新会)	○本市の小中学校の給食実施体制について	教育部長	おります。
	・ (仮称)京田辺市学校給食センター整備の現在の進捗と今後の計画について問う。		・ (仮称)京田辺市学校給食センターの整備につきましては、今年の1月20日から建設工事に着手し、現在、基礎工事を進めているところです。 令和6年2月の竣工に向け、建設工事の工程表に基づき計画的に進めてまいります。
	・ 物価高騰に伴い、子育て世帯の支出が増えているが、給食費の補助等の対策はどのように考えているかのか。	教育部長	・ 学校給食費につきましては、これまで給食食材など物価が高騰する中であっても、価格改定を行わず平成26年度の価格に据え置いてまいりましたが、令和4年度は、急激な物価高騰の影響を受け、これまでの給食費では、給食の質を下げずに給食を提供することが困難な状況となりました。 そこで、家庭への経済的負担を回避するとともに、給食の質を維持するため、今年度の給食費に地方創生臨時交付金を補填してまいりました。 今後も引き続き、学校給食費に充当できる国や府の補助制度について情報収集に努め、来年度もできる限り保護者の経済的負担が増えないように努めてまいります。
○行政サービス等のデジタル化の推進について		教育部長	・ PTA活動におけるデジタル化の推進につつま

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
上田 毅 (日本維新の会)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手不足と教育現場の負担が大きいPTA活動について、業務の効率化や組織体制の強化のためにデジタル化の推進は急務であるが、教育委員会の考えは。 <p>○市立中学校の生徒数偏在について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育審議会における中学校の生徒数偏在の審議状況について問う。 	教育部長	<p>しては、役員の業務負担の軽減、業務の効率化に寄与するものとして一部では先進的な取組みが進みつつあります。</p> <p>本市PTAにおきましても、PTA総会の議決などデジタルを活用した事例が見受けられるようになってきました。</p> <p>今後につきましても、PTA活動の負担軽減につながるよう、市PTA連絡協議会を通して各単位PTAに、デジタル化の推進に関する情報を提供しながら、必要に応じて連携してまいりたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策につきましては、市教育委員会が令和4年2月に学校教育審議会に諮問したことを受け、これまで5回にわたり同審議会でも審議いただいております。 <p>このなかで、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少について、短期的に解決すべき課題であり、田辺中学校については生徒数の増加に対する環境整備等を、培良中学校についてはさらなる特色化を付与し、魅力化するとともに学校選択制度の導入を検討することについて、</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会に、中学校区の再編に向けた認識を問う。 	教育部長	<p>学校教育審議会から昨年12月に第1次報告をいただいたところです。</p> <p>年度内に中間答申をいただけるとお伺いしておりますので、答申後は教育委員会で具体策を検討し、偏在解消に向けた対策を進めていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校区の再編については、中学校区が小学校区とも密接に関連していること、学校の特色や規模、通学手段の検証、学校と地域コミュニティとの関係性等整理すべき課題が多く、学校教育審議会においても、中長期的に検討することとして方向性が示されています。 <p>当面は培良中学校の特色化などに取組むことにより、市立中学校の生徒数偏在の解消に向け、丁寧に対応していきたいと考えています。</p>
	<p>○三山木小学校における児童数の増加への対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童数の増加に伴う新学期に向けた教育活動への影響について問う。 三山木小学校におけるグラウンドの確保策について問う。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 三山木小学校につきましては、当面の間、更なる児童数の増加が見込まれますが、時間割や指導方法などを工夫して教育活動に影響が出ないようにしてまいります。 <p>その一方で、クラス数の増加に対応するため、現在グラウンド北側において進めている仮設校舎の</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議員 団)	○子育て支援について ・ 義務教育の無償をうたった憲法第26条を踏 まえ、学校給食費を無償にすべきと考えるがど うか。	教育部長	建設により、グラウンド面積が減少しますので、地 元区と協議の上、4月からは当面の間は、三山木塔 ノ島の鶴沢公園を体育授業などのため使用させて いただきますが、その後の対応として借地による サブグラウンドの整備を検討しているところで す。 ・ 学校給食費につきましては、学校給食法におい て給食提供に係る費用負担が示されており、給食 食材の購入に係る経費分(食材費)は保護者の負 担とされていることから、給食費の無償化は考え ておりません。
増富理津子 (日本共産党京 田辺市議会議員 団)	○男女共同参画推進条例の基本理念にのっと った施策の推進を 京田辺市男女共同参画推進条例の基本理念に 「男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、 出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健 康と権利が尊重されること」、また市の責務とし て「市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の 推進に関する施策(積極的改善措置を含む)を総 合的に策定し、効果的に実施しなければならない 」とある。その理念に沿って市の見解を問う。	教育部長	・ 学校における性教育につきましては、小中学校 を通して、身体の発達や心の変化、異性を認め尊 重する姿勢などを学習するとともに、特に中学校 では、性情報への対処や異性との交際、子育てに ついて学ぶ時間を設けています。 また、人権教育においては、性の多様性について 学ぶなど、様々な場面で性に関する学習を行って おります。 多くの性情報があふれ、児童生徒を取り巻く 環境が日々変化する中、適切な意思決定や行動の

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
田原 延行 (自民一新会)	<ul style="list-style-type: none"> 京田辺市における性教育についての現状と取り組みについて問う。 公共施設や学校などでも生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えるためにも、トイレトペーパーと同じように生理用品の設置を求める。 	教育部長	<p>選択ができるよう、引きつづき性教育に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における生理用品につきまして、本市では、児童生徒自身の様子や家庭の状況を把握するという教育相談の観点を重視していることから、保健室において、養護教諭を通して提供しております。 <p>今後も、生理用品を必要とする児童生徒が、ためらうことなく、安心して申し出ることができるよう、啓発などの環境作りにも努めながら提供してまいりたいと考えております。</p>
	<p>○小中学校の状況と子育ての認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の市立小・中学校の生徒数の状況を問うとともに、その状況に応じた教員数は適正に配置できるのか問う。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> まず、市内の小中学校と児童生徒数の状況ですが、令和5年度は、小学校9校で4314名となり、今年度より約20名減少になる見込みです。 <p>また、中学校3校で1913名となり約30名減少となる見込みです。これに伴い学校によっては学級数の増減がございます。</p> <p>また、学校別で見ますと今年度と比べて20名以上増加する学校が小学校で1校(三山木小:31名増)、中学校で1校(田辺中:31名増)あり、今後も増加傾向が続くと思われまます。反対に今年</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 市内小・中学校の児童・生徒数の偏在化状況と、今後の対応策について問う。 	<p>教育部長</p>	<p>度と比べて20名以上の減少となる学校は、小学校で1校（松井ヶ丘小：26名減）、中学校で1校（大住中：53名減）となっております。</p> <p>各校の教員数については、各校の児童生徒数や学級数に応じて、法に基づいて教職員定数が割り当てられることとなっており、現在、教職員を適正に配置できるよう、京都府教育委員会と協議中であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校の児童・生徒数については、今なお住宅開発が進み、子育て世代の転入を受け、増加する学校がある一方で、少子化の影響を受け、減少する学校もあり、学校間の偏在が課題であると認識しています。 <p>このなかで、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少について、短期的に解決すべき課題であり、田辺中学校については生徒数の増加に対する環境整備等を、培良中学校についてはさらなる特色を付与し、魅力化するとともに学校選択制度の導入を検討することについて、学校教育審議会から昨年12月に第1次報告をいただいたところです。</p> <p>今後は、今年度内に中間答申をいただけるとお</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
次田 典子 (市民とともに 歩む女性議員の 会)	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍により子どもたちにとってはマスク生活を余儀なくされ、黙食給食や学校イベントなどが制約されていたが、新型コロナウイルス感染法上の分類が5類に移行後は、どのような学校生活を送れるのか。その対応策を問う。 	教育部長	<p>伺いしておりますので、答申後は教育委員会で具体策を検討し、偏在解消に向けた対策を進めていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 御質問にありました、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、現在、国においてその留意事項が検討されており、令和5年4月1日から適用されることになっております。 また、5類移行後の教育活動につきましても、今後の国や府の動向を踏まえ、児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう対応したいと考えております。
	<p>○これからの新型コロナウイルス感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> これからの卒業、入学(園)式でも、来賓も含め、マスクの着用の協力を求めるべきだ。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> この3月に実施されます卒業証書授与式につきましては、2月10日付け文部科学省通知に合わせ、児童生徒及び教職員は合唱や呼びかけなど多人数で声を出す場面を除いて、マスクを着用しないことを基本とするとともに、来賓や保護者の方々については、マスク着用をお願いする旨を各校に通知し、併せて各校から小学校6年生及び中学校3年生保護者に文書配布を行いました。 また、入学(園)式においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しが令和5年4月1日か

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症では、後遺症も心配されている。教育現場において、引き続き手洗いやうがい、消毒などを行うように指導し、教育環境を整えるべきだ。 <p>○止まらぬ少子化傾向の中での教育施策を問う</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの数が減っているのに不登校傾向の子どもたちの数は増大し続けている。現状把握と夜間中学設置を含めた対策の充実を緊急に行うべきであり、教育委員会の議論課程も問う。 	<p>教育部長</p> <p>教育部長</p>	<p>ら適用されることとなっており、現在、国においてその留意事項が検討されておりますので、その結果に基づき対応してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザの流行などもあり、感染症対策は大切なことと考えておりますので、今後も引き続き感染症に必要な対策や指導を行ってまいります。 本市の不登校児童生徒につきましては、全国と同じく増加傾向にあり、本市教育委員会では、その対応について喫緊の課題として、学校と連携し現状を把握するとともに、学校に対する支援を行っております。 令和元年度から教育委員会事務局において不登校の未然防止、支援の多様化に対する機能の拡充などについて検討を進めるとともに、学校教育審議会では、令和3年6月から審議を始め、令和4年2月に答申をいただいたところです。 令和4年4月には、学習支援を行う別室を設けるとともに、総合教育会議を経て、令和4年9月には、教育委員会において不登校児童生徒への支援

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
河田 美穂 (公明党)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化対策として義務教育年齢までの給食の無償化を実施せよ。 	教育部長	<p>の充実に向けた基本方針が定められましたので、今後は、その方針に則り、これまで以上に充実した取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、御質問にあります夜間中学の設置につきましては、広域的な対応が必要であり、京都府を中心とした取組が必要であると認識しており、今後も引き続き京都府において検討を進めるよう働きかけてまいりたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食費につきましては、学校給食法において給食提供に係る費用負担が示されており、給食食材の購入に係る経費分（食材費）は保護者の負担とされていることから、給食費の無償化は考えておりません。
	<p>○不登校児童・生徒への支援にもつながる、ユニバーサルデザインの視点に立った学校教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインの考え方を、教員や保護者そして児童生徒などにも周知をすべき。 ・ 児童生徒が、学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせる教育環境を作るべき。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人にやさしいデザインであるユニバーサルデザインは、利用者の立場に立ったデザインであると認識しております。 <p>この考え方は現在の学習指導要領にも反映されており、個別最適の学びの場となるよう、多様性を認め協働して取り組む姿勢を育むとともに、誰もが将来にわたって活躍できる資質を育成することとされています。</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			<p>本市の学校においても、可能な限り個に応じた指導や環境整備に取り組むとともに、その指導が個にとどまることなく、多くの児童生徒がより過ごしやすく、学びやすくなるよう指導内容を工夫・改善し、すべての人が学べる環境づくりや学習者の立場に立った分かりやすい授業づくりなどを進めております。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒の状況を把握し、家庭や地域と連携しながら、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。</p>

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和5年3月7日(水)開催分

部局等名 (教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
南部登志子委員 (無会派)	<p>【議案審査】</p> <p>○議案第4号 京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会設置条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が学校施設等で受入れできなかったが、学校の設備の関係で実は受入れできないとなれば保護者が落胆されることもあるのではないか。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 申込みがあれば、保護者、学校長、教育委員会事務局職員等関係者のなかで、環境について協議を行い、保護者のサポートも含め理解を得ながらどういう受入れ体制が可能か検討していくこととなります。その上で入学していただくというながれになると考えています。
岡嶋一晃副委員長 (自民一新会)	<p>○議案第9号 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出を受けた計画の整合性をどのように確認するのか。 ひな型があって、名称だけ変更して提出すればいいというのではなく、地域性や立地条件を考慮 	<p>社会教育課長</p> <p>社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国からガイドラインが示されており、それを参考にしながら、体系的に整備を進めていきたいと考えています。 各留守家庭児童会において業務継続計画を策定することになるが、地域の状況や特性もあるこ

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
片岡勉委員 (NEXT京 田辺)	<p>すべきではないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練を定期的に行うとされているが、市ではどれくらいの頻度で行うのか。 	社会教育課長	<p>とから、各支援員と調整しながら進めていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練等については、国の基準により実施していきたいと考えています。また、現在、市の方では毎月定期的に支援員の研修会を開催しており、心肺蘇生等技術的な訓練も行っています。
岡本亮一委員 (日本共産党 京田辺市議会 議員団)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく事業として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と、平成27年3月に厚生労働省が示している放課後児童クラブ運営指針との整合性はどのように理解したらいいのか。 安全計画の策定を事業者に求めているが、ここでいう事業者はどこにあたるのか。また、本市で対象となる施設は。 安全計画の策定を各児童会が行うとなると難しいところもある。市がしっかりフォローして計画策定をしていくべきでは。 	<p>社会教育課長</p> <p>社会教育課長</p> <p>社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国においてこれまで運営指針というのはありませんでしたが、今回、他市における痛ましい事故を受け安全確保をより重視し、留守家庭児童会においても安全計画を策定することとしており、これまでの指針を格上げしたものと考えています。 市として8児童会、また、三山木地区に民間事業所として2箇所あり、市全体としては10箇所で安全計画を策定することとなります。 市の施設が対象となる以上、市が支援することとなると考えています。各留守家庭児童会の主任と調整を行いながら進めていくこととしています。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
南部登志子委員 (無会派)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の運行という点も見られるが、現段階で本市において送迎等が行われている施設があるのか。また、今後、検討をされているのか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階では、民間事業所を含め、留守家庭児童会におきましては車両の運行はありません。今後、車両の運行にも対応できるよう今回、一部改正を行うものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対し計画を周知するとされているが、利用者に対しても計画が策定された段階で周知していくべきではないか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対して、入会説明会等の機会を通じ十分周知していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で働いておられる方の責任が重くなっていくのではないか。しっかりと正職員を確保していく必要があるのではないか。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、市の留守家庭児童会については会計年度任用職員で運用していますが、今回の安全計画については、これまで取り組んできたことを補填するものであり、極端に負担を強いるものとはなっていないと考えています。市において、しっかりと支援を行いながら安全な留守家庭児童会運営を進めていきたいと考えています。

(予算特別) 委員会審議状況報告書

令和5年3月9日(木) 開催分

部局等名 (教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
上田毅委員 (日本維新の会)	<p>○議案第19号 令和4年度京田辺市一般会計補正予算(第9号)</p> <p>○議案第23号 令和5年度京田辺市一般改正予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校給食施設整備事業において、運営面ではどのような取組を進めるのか。 ・ 委託を行う理由は。 ・ 小学校給食についても給食センターで調理を行っていくことになるのか。また、その際の給食調理員の配置等はどうなるのか。 	<p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食調理業務委託として民間事業者への業務委託を予定しています。また、給食費の徴収業務の実施にあたりシステム導入を行う予定です。 ・ 給食調理員の確保が課題となっているなかで、民間事業者では業務内容に応じた職員の確保が可能であり、勤務シフトについても柔軟な対応が行えることから安定した給食供給を実現するために委託するものです。 ・ 中学校はセンターで、小学校については自校式で調理を実施することとしています。小学校給食調理室は老朽化が課題となっており、今後、その運営について調査を進めていきたいと考えています。 また、市の調理員について、現在、田辺小学校

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
次田典子委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 培良中学校の特色化に向けた予算が計上されていない理由は。 	教育部副部長	<p>と薪小学校に配置していますが、令和5年度からは薪小学校に、令和6年度からは全校民間委託となることを受け、配置替えとなるものと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校間の偏在解消に向けた対策について、教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会に諮問し、これまで6回の審議を進めていただいています。令和5年3月2日に開催された第6回審議会において、中間答申内容について審議いただき、年度内に答申をいただくこととされています。この中間答申を踏まえ、令和5年度以降に教育委員会において取組を具体化し、予算計上を行っていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三山木小学校のサブグラウンドの整備状況は。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道南田辺三山木駅前線を跨ぐことなく、学校から3分程度の距離の場所に整備していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み期間中に整備し、2学期から使用できるのか。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用、造成等一定時間がかかりますが、2学期に間に合うよう手続きを進めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒が増加しているなか、ポットラ 	こども・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度に適応指導教室を教育支援教室に改

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
(市民とともに歩む女性議員の会)	<p>ツクの利用人数が少ない。現状をどう認識しているのか。また、適応指導という表現を使っているのはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設時間は適当か。規則正しい生活を送りたくても送れないという障害をもつ児童生徒もいることを考慮し、開設時間を変更していく必要があるのではないか。 ・ 中学校を不登校のまま卒業する生徒の人数は、 ・ 実際は倍の人数が不登校又は不登校に近い状況ではないか。形式的に卒業していく子どもたちの学びを保障する意味でも、夜間中学が重要な意味をもつ。京田辺市にということだけでなく、京田辺市の方が通える利便性のいいところに設置される必要があるのではないか。 	<p>サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>教育長</p>	<p>め、機能拡充に努めてまいります。また、不登校児童生徒の増加に対し、その未然防止に取り組み、学校をサポートしていく体制整備を行いたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間については、今後、検討を進めたいと考えています。また、規律性調節障害については、医療的対応も求められることから、関係機関と連携を進めながら対応していきたいと考えています。 ・ 今年度の3年生で37名おり、高校の合否判定の関係もありますが、進路が決定しつつあります。 ・ 籍があるから単に卒業していくということではなく、将来のことを見据え、高等学校でも頑張ってもらえるような対応を行いたいと考えています。また、夜間中学の必要性は認識しており、先に行われた山城地方教育長会議において、改めて京都府教育委員会において協議会を立ち上げ検討していくことを要望しています。 <p>また、市教育委員会においても、府として広域対応が必要であり、改めてニーズ調査をされ、その結果をもとに検討されることを要望するとされ</p>

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正式な形で京都府に要望を行ったのか。 ・ 夜間中学の設立に向け、協議会の設置が重要である。不登校のまま卒業し、そのまま自宅から出られないという方も多くおられ、早急に対応をお願いしたい。 ・ 外国人の児童生徒について、学校に籍を置いて通われている事例もあるが、住民登録された方と実際に学校に通っている数とに乖離が見られるが。 ・ 実際に確認がいるのではないか。何らかの事情により、就学するチャンスに恵まれなかった方もいるのであれば、呼びかけを行っていくのが教育委員会の責務ではないか。 ・ 母国で学校に通うという環境に恵まれなかった方もおられ、もっと積極的に働きかけがいるのでは。また、受け入れ体制を構築しているのか。 	<p>ました。</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府教育委員会が主催する会議において発言していることから、府として認識していただいているものと考えています。 ・ 設置に向け、機会があるごとに京都府に対し要望していきたいと考えています。 ・ 外国籍の方については就学義務がなく、また、フリースクールやインタナショナルスクールに通われているケースも存在しており、差があることは認識しています。 ・ 市への転入手続き時に教育委員会窓口へお越しいただき、聴き取り調査を行っています。また、住民登録されている方については、就学時案内を送付しており、把握に努めているところです。 ・ 日本語を全く話せない場合等では可能な限り支援員を付ける対応を行っていますが、すべての言語で対応できるかについては難しいところもあり

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
青木綱次郎委員 (日本共産党 京田辺市議会 議員団)	<ul style="list-style-type: none"> 京都府において、子どもの教育のための総合交付金が23年度に予算計上された。本市の活用計画は。 	学校給食課長	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元産の米の価格高騰が見られ、こういったものに補助の申請を行っていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 府の援助を活用しながら、保護者負担を軽減していく必要があるのでは。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 制度を活用しながら負担軽減に努めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 水光熱費が値上がり、家庭の負担も増加している。給食費の値上げ抑制だけではなく、無償化に取り組むべきでは。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食法第11条において費用負担が明記されており、食材費は保護者負担とされています。家計の負担が大きい場合は、就学援助制度等で対応していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 国においても無償化を否定しているものではない。自治体の判断に委ねられている。市として、憲法の規定に基づき、無償化に向け前向きに検討していただきたい。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁の判例等によっても給食費は無償ではないと考えています。 今後、京都府市長会等を通じ、国に無償化に向け要望していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターの建設費31億円の財源内訳について府補助はないのか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 府補助はありません。
<ul style="list-style-type: none"> 京都府に対し要望していくべきではないか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 府の補助に関し、市として要望活動を行っています。 	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
岡嶋一晃副委員長 (自民一新会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校施設の長寿命化工事について、田辺小学校の工期及び内容は。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度に北校舎を、令和6年度に中校舎の改修を行います。内容として、外壁補修、窓の複層化等を予定しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間かけて鉄骨等の修繕も行うのか。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体についても確認の上、対応していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育環境への配慮は。グラウンドの狭あい、工事の騒音、登下校時の安全確保は。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会を田辺公園多目的運動広場で実施する等グラウンドの制限は運営上工夫を行いながら対応していきます。また、騒音はどうしても発生しますが、行事等のスケジュールを調整しながら対応していきます。登下校時の安全確保についても、工事エリアは仮囲いをしており、児童の通路を避けて設定しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての小学校を40年間かけて改修していくという計画か。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月に策定した長寿命化計画の計画期間が40年となっています。小・中・幼稚園を含めてであり、令和3年から令和7年の5年間で1校1校舎を進めていきます。令和8年からの5年間については、今後、見直しを予定しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの洋式化について、未改修として残っている全体の25%分は長寿命化改修工事のなかで対応していくのか。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化改修工事の中で進めていく予定ですが、公共施設において和式便器が残っているなかで、すべての和式トイレをなくすということにはならないのではと考えています。 	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人講師活用事業について、令和5年度事業計画は。 ・ 店舗に出向いて体験をするような事業なのか。 ・ 各小学校での手話教室もあたるのか。 ・ 中学校給食について、運行管理はどうなるのか。業者委託となるのか。 ・ 配送車両は。 ・ 運行管理をすべて業者委託とするのか。どのような形で報告を受けるのか。 	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア教育、職業教育、性教育等で外部人材を活用しており、令和5年度においても学校が効果的に活用できるよう教育委員会として支援していきたいと考えています。 ・ 職場体験についてはコロナ禍で活動を行っていませんでした。社会人の方に学校に来ていただいて、授業等を行っていただいています。 ・ 手話については福祉の事業を活用したものととなります。 ・ 委託業者と包括的に契約を行っていくことを予定しています。 ・ 市でリース契約を行い、委託業者へ貸与する形となります。 ・ 法定のものについてはそれに準じた形で報告を受けることとなります。その他、他の自治体での状況も調査しながら、安全運営に努めてまいります。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
田原延行委員 (自民一新会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送車両であるEV車に故障や事故があればどうするのか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送車両はリース契約となるので故障があればリース会社で対応することとなります。また、2台のうち1台にトラブルが発生しても、もう1台で対応していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の給食センターで調理された給食はどのような状態で運ぶのか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理されたものはクラスごとに分け、配送専用コンテナで、3中学校の令和5年に整備します配膳室へ運ばれます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田辺中学校へ運ぶ際の交通の関係と、配膳室は学校のどこに設置するのか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食センターから田辺中学校へは国道307号を使い運ぶ予定です。配膳室では配膳員を配置しており、運ばれた給食はその配膳員が各クラスへ運び、返却も同様に配膳員が回収します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳室設置の工事期間とどのように工事を行うのか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事は3中学とも令和5年に行う必要があり、騒音等授業の妨げにならないよう夏休みを利用し行う予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休憩は短いと聞いているがその辺の配慮は。 	こども・学校サポート室総括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の教育課程を見ながら、都度考えていきたいと思えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の時間はどのくらい確保しているのか。 	こども・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校では15分確保しております。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員配置促進事業について、部活動指導員の詳細は。 中学校の部活動を担当されている教職員について、中学校へ配属されると必ず部活動の担当をすると聞いているが。 顧問を持っていない先生もおられるのか。 指導員の拡大等は考えているのか。 指導員はどのような形で依頼されているのか。 	<p>サポート室総括指導主事 こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<ul style="list-style-type: none"> 京都府が実施している京都式部活動サポートによる部活動指導員配置の補助執行事業となります。指導員が現在各校1名ずつ配置されており、年間210時間分配置されることになっております。国と府と市で3分の1ずつ費用負担しております。 現段階では部活動の顧問を基本的には持っていないことになっておりますが、多くの学校では複数配置をしており、時間帯で分けるなど分担しながら行っております。 基本的には全ての教員が持つ事が前提の上で個人や学校の状況によって様々であると認識しております。 国の方で部活動の地域移行とも関わってくるため、今後、国と府の動向を見ながら検討していく必要があると考えています。 学校で専門性を持っておられる方をお願いしています。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
河本隆志委員 (NEXT京 田辺)	<ul style="list-style-type: none"> 情報教育の推進について、タブレットが導入されて何年経つのか。 	括指導主事 こども・学校 サポート室総 括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の3学期から導入して、完全整備してから約2年経ちます。
	<ul style="list-style-type: none"> 当初タブレットは学校内でのみ使用するということがあったと思うが現在はどうのような状況で活用をしているのか。 	こども・学校 サポート室総 括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> 学校の方で適切な状況であれば持ち帰りを進めており、状況に応じて持ち帰りを行っております。
	<ul style="list-style-type: none"> タブレットでの家庭学習(宿題等)をする等の考えはあるのか。 	こども・学校 サポート室総 括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> タブレットによる家庭学習との連携は今年度様々な形で試行を行っており、来年度以降も試行しつつ本格実施できるよう引き続き進めていきたいと思っております。
	<ul style="list-style-type: none"> コロナ、インフルエンザ等での自宅療養による学習の遅れについてタブレットの持ち帰りやオンライン授業など検討すべき時期に来ていると思うが来年度はどうのようにお考えか。 	こども・学校 サポート室総 括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> 欠席児童生徒の学習の遅れに対しては、学習保障について努めるように指導を行っており、学校でも対応しております。その際のタブレットの対応については家庭学習との連携を含めて、教材等整備する必要があります。オンラインについては今後検討していきたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> コロナの場合は濃厚接触者の定義があるがインフルエンザの場合、当事者の兄弟は通園、通学で 	こども・学校 サポート室総	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザに罹患した児童生徒の兄弟の自宅待機は必要なく、学校にしっかり連絡し対応し

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>きるのかどうか保護者はわかりづらいと聞くが、もっと周知していくべきなのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育支援員と特別支援コーディネーターの人員配置はどうなっているのか。 ・ 国や府の予算はあるのか。 ・ 特別支援コーディネーターは教職員が教科を持ちながらしているのが現状で、本来専門的に行うべきだと考えるがそれについて今後どのようにお考えか。 ・ 人材の確保はできるのか。 	<p>括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>学校教育課長</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<p>てまいりたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターは学校の正規教員の中で各校1名ずつ配置されております。特別支援教育支援員は、市費で現在40名となり、学校の通常学級における特別支援を必要とする児童生徒について支援を行っております。 ・ 特別支援教育支援員は外国語の場合には一定の補助はあるが基本的には単費での対応となります。 ・ 総合教育センターでの研修を含めて、専門性をより高めるよう努めております。教員が教科を持ちながら行っているのは他市町でも課題となっており、府の方へも働きかけているところですが、今後とも働きかけを続けていきたいと考えております。 ・ 現状において教育、コーディネート両方行える人材が集まるかは不透明なところです。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断等で園医、校医が診察に来られる際の消毒液等の備品は学校に備え付けはできているのか。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断で使用する器具等がございますが消毒液と合わせて市で準備しております。
	<ul style="list-style-type: none"> 一斉の健康診断時ではなく未受診の児童生徒を診る等、単発で診ていただけるように備品は常備していただきたいと考えるがそれは可能か。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 学校で持っているものになりますので対応は可能であろうと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館運営管理費について、公民館に対して全額減免をして使用されている団体はどれだけあるのか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館を拠点に活動されている文化協会、京田辺ネットワークの会かがやき、京田辺市青年団が団体として使用していただいております。
	<ul style="list-style-type: none"> それ以外の団体は減免措置を受けずに使用されていることか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> その3つの団体については中央公民館が所管しておりますので減免の対象とさせていただいております。それ以外についても公民館の方で団体での減免扱いでさせていただいております。
	<ul style="list-style-type: none"> 備品、プリンター、コピー機等の各種団体の使用に対してはどのような状況ですか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 各団体が公民館で使用されている分については、それぞれ各団体の備品ということになります。
	<ul style="list-style-type: none"> この3団体以外は減免措置を受けていないと思うがその差は何かあるのですか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体として教育委員会から認定をしている団体となります。
	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた団体は全額の減免措置を受けられ 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 市の文化振興を担っていただいている団体とい

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<p>るがそれ以外は受けられないと理解してよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ある団体は減免措置を受けられてある団体は受けられないということで市民部へも意見が出てきていますが、今後もこのまま継続されるのか。 		<p>うことで大変重要であるということから認定をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化施設とスポーツ施設の減免適用の関係でそれについては整合が取れるように令和7年度から新基準の適用を見直すということになりますのでそちらで整理させていただきたいと考えております。
橋本善之委員 (自民一新会)	<ul style="list-style-type: none"> 地元食材の調達状況はどのようなものか。 	学校給食課長	<ul style="list-style-type: none"> 現在、小学校給食でも地元産の野菜をできるだけ活用するという試みを行っております。普賢寺ふれあいの駅から一定数の野菜を学校給食に積極的に使っております。
菊川和滋委員 (NEXT京田辺)	<ul style="list-style-type: none"> 学校が老朽化しているなか、部分改修を行っている状況であり、改修業者の選定に苦労があったり、また、子どもたちの教育環境の低下も危惧される。今後、予防保全に力を入れていくべきであり、包括管理の取組を以前から指摘してきたが、その方向性は。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の修繕については、これまで個別に対応してきました。ご指摘の包括管理につきましては、全国的に導入事例が増加してきており、前向きに検討していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 留守家庭児童会へのICTを活用した管理システムの導入予定は。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ICTによる管理システムの導入により、業務負担の軽減も見込まれ、導入に向け検討していきたいと考えます。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
次田典子委員 (市民とともに歩む女性議員の会)	<ul style="list-style-type: none"> 山手西地区の開発が進むなか移動図書館の増便について要望が上がっているが、教育委員会としての考えは。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 移動図書館について、山手西公民館で月2回巡回をしています。駐車場所については各自治会から希望をお伝えいただいております、図書館と調整しています。 増便については、区自治会ごと1箇所としており、できれば山手西自治会のなかで駐車場所の工夫等をお願いしたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> アンケートによれば、図書館が遠いからいかなという意見もあった。たとえば、オンラインによって図書を申し込み、宅配便で家に届けてもらえる、返却については近くの商業施設で、という取組を展開していく時期ではないか。 	社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の方で来館が難しい方等については宅配サービスがあります。自宅でインターネットによる予約もでき、そのあたりをご活用いただければと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の子どもたちがこれからも増えていくなかで補習事業を行う等サポート体制を構築すべきではないか。以前はやまぶき学級を開設していたと思うが。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校については日本語で教育を行う場であり、語学学校ではないことから取り組みが難しい点もございますが、できるだけ支援員を配置して学習に遅れが生じないように努めております。また、人がいないなかで通訳の配置をどのようにしていくかが課題と考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 市単独での対応が難しいのであれば国等に支援・連携を求めていくべきではないか。 	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して体制の充実を求めてまいりたいと考えています。また、国際センターについては、こ 	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会のホームページにおいて、不登校への支援や外国人にもわかるような配置等に配慮すべきではないか。また、ホームページの更新ができていないところもあるのでないか。 留守家庭児童会利用者の保護者から、一定の間になればおやつを配って欲しいという要望があるが。 夏休み以外でも提供すべきでは。保護者会と相談の上、対応できないのか。 制服を自由に選択できるようにすべきでは。 	<p>学校教育課長</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>社会教育課長</p> <p>社会教育課長</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<p>れからも連携を行っており、今後も連携を行っていきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省において8か国語による就学ガイドブックを作成しており、これを市及び市ホームページへ掲載しております。 見やすく改善を行うよう検討を進めていきたいと考えます。 市としておやつを提供するかについては、アレルギーの関係や職員本来の業務への支障が生じないか等検討すべき点があり、現在は夏休み等長期休業期間において、保護者会でおやつを提供していただいています。 保護者会の総意というのが前提であろうと考えますが、研究させていただきたいと考えます。 制服については、原則、学校が制定するものですが、現在、LGBTの関係から女子のスラックス等は全校対応しています。自由化する、変更するについては学校長の判断となり、教育委員会と

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
上田毅委員 (日本維新の会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生理用品の配置について、現在どのような対応を行っているのか。 ・ 中学校給食費の徴収システムについて、給食費の滞納が生じないことを目的として導入するのか。 ・ 小学校での給食費の滞納についてこれまで指摘してきたが、職員の負担になっていることへの対応としてシステム導入を行うのか。 ・ 学校でのいじめ防止に向けた取組は。 	<p>こども・学校サポート室総括指導主事</p> <p>学校給食課長</p> <p>学校給食課長</p> <p>こども・学校サポート室総括指導主事</p>	<p>しては対応の支援を行っていくことを考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、保健室で配付しています。 ・ 滞納に特化したものではなく、給食費の徴収全般において使用するシステムとなります。 ・ 今後、小学校においても給食費の徴収について本システムを導入していくことで検討を進めて、職員の負担軽減に取り組みたいと考えています。 ・ 昨年度から増加している状況であり、学校において何らかの子ども同士のトラブルがあったのではと考えています。このため、状況を把握し、学校での取組を進めていきたいと考えています。
青木綱次郎委員 (日本共産党京田辺市議会議員団)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校の学級編制において、児童数が同じなのに編制が異なる理由は。 	<p>教育指導監</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都式少人数教育では、学級数を増やす、専科指導、一部教科担任制を取り入れる少人数授業やティームティーチングといった手法があり、各校が自校に合ったものを選択することとされている

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 一部の学校において、学年ごとで対応が異なる理由は。 国の基準を満たしているからといって、同じ学校の学年で異なる学級編制はおかしいのではないか。 令和5年度の学級編制に応じた教職員は確保されているのか。 京都府教育委員会が示す少人数学級を満たしていない学校については、改善していくべきではないか。 小学校プール事業の民間委託を6小学校で行うこととしているが、その必要性はあるのか。 地域事業として小学校のプール利用ができると 	<p>教育指導監</p> <p>教育指導監</p> <p>教育指導監</p> <p>教育指導監</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>ためです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ人数であっても、その学年の状況等を考慮した対応を行っており、学級編制が異なる場合があります。 どのような体制を組むかは、学年ごとの児童生徒の状況等を総合的に判断し、最終的に学校長が判断することとなります。 講師も含め配置が整いつつあります。ただし、今後の転出入の状況により大きく変動することもあり、府教委とも連携しながら、各学校において動向を注視してまいります。 少人数学級を採用するか、その他の手法を採用するかは、各学校が総合的に判断して、最終的に学校長が判断するものとなります。 授業時数の確保、教員の負担軽減、施設の老朽化という観点等から今年度から試行し、来年度も試行を継続するものです。 9校中4校において過去に事例がありました。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
次田典子委員 (市民とともに歩む女性議員の会)	思うが、近年の利用状況は。		近年はコロナ禍の影響等で行われていません。
	・ 4小学校でどの位の頻度で実施されていたのか。	学校教育課長	・ 学校によって異なる状況であり、年1回という学校もあれば複数回実施されたところもあります。
	・ 地域の子ども会での利用状況を考慮しているのか。	学校教育課長	・ 体育館も含めプールにつきましては、あくまで学校施設であり、学校教育のなかでその方向性を検討すべきと考えています。
	・ 地域の子ども会の意見を聴くべきではないか。	学校教育課長	・ プールにつきましては、学校施設としてその可否を検討していくこととしており、そのなかで地域の方に説明を行っていきたいと考えます。
	・ プールを無くすということになれば、地域の方にきちんと説明するということか。	学校教育課長	・ 現段階ではあくまで試行であり、結果を踏まえ今後の方向性を検討していきたいと考えています。
	・ 生理用品に関し、小中学校では保健室に取りに行くということか。	こども・学校サポート室総括指導主事	・ 子どもたちの状況把握を含め、保健室での対応を行っています。
	・ わざわざ保健室にもらいに行き、そのたびにいろいろ聴かれるのであれば、女子児童生徒はも	こども・学校サポート室総	・ 学校では養護教諭が丁寧に対応しており、市教育委員会としては学校と連携を取りながら現行の

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
青木綱次郎委員 (日本共産党 京田辺市議会 議員団)	らいに行かないのではないか。	括指導主事	運用で進めていきたいと考えています。
	・ 女性の人権への配慮という観点からも対応を改めるべきでは。	教育部長	・ 性教育等を通じ、生理は恥ずかしいことではないという理解を養いながら、気軽に保健室に取りにいけるとい環境整備に努めていきたいと考えます。
	・ いじめの内容がかなり深刻なものと思われるが、その対応は。	こども・学校サポート室総括指導主事	・ あくまで分類項目としての表記であり、基本的には各々聴き取りを行い、学校において必要であると判断した場合は指導を行っています。
	・ 三山木小学校の給食調理業務委託は22年度から3年契約で始まっているが、なぜ今回補正予算が計上されているのか。	学校給食課長	・ 令和5年度から三山木小学校の学級数が増加することを受け、委託業者の調理員の増員が必要となったため、補正予算を計上したものです。
	・ 何人の増加となるのか。	学校給食課長	・ 令和4年度において16人であったものが、令和5年度から17人体制となり、給食調理員1人を増員することとなります。
	・ 単年度契約となっているのか。	学校給食課長	・ 3か年契約であり、支払処理は月ごととなっています。
・ 三山木小学校の問題をどう考えるのか。小学校の新設も視野に入れて考える時期ではないか。	教育部長	・ 三山木小学校の児童数の増加を受け、仮設校舎やサブグラウンドの設置に向けた取組を進めてい	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			<p>ます。これにより、児童数のピークを迎えても支障なく教育活動が行えるものと考えており、現在の取組をしっかりと進めていきたいと考えています。</p>

報告第4号

京田辺市学校教育審議会からの中間答申について

京田辺市学校教育審議会から中間答申のあったことについて、別紙のとおり報告する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、京田辺市学校教育審議会から中間答申されたので報告するものである。



令和5年(2023年)3月13日

京田辺市教育委員会
教育長 山岡弘高様

京田辺市学校教育審議会
会長 沖田行司



京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策に
ついて(中間答申)

京田辺市学校教育審議会では、令和4年2月15日付け京教総第342号で
諮問を受けた、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策につ
いて、慎重な審議を重ねた結果を別紙のとおり中間答申します。

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策
について

(中間答申)

令和5年3月

京田辺市学校教育審議会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
3	審議の経過等	3
4	審議の方向性	4
5	短期的に解決すべき課題とその方向性について	4
	(1) 田辺中学校への対策について	5
	(2) 培良中学校への対策について	5
6	むすびに	7
	諮 問 書	8
	資料 1	9
	資料 2	11

1 はじめに

京田辺市は、公共交通機関が充実し、京都・大阪・奈良へのアクセスが良好なことから、通勤・通学に便利なまちとして発展してきました。

特に、子どもを生み、育てやすい環境が整った本市では、近年、住宅開発が盛んに行われ、若い世代を中心に人口が増加しています。

このような背景から、市立小中学校においては、第2次ベビーブーム世代が学齢期を過ぎ、減少傾向にあった児童生徒数が、平成10年代を底に再び増加し、児童生徒数が急増する学校も見られるようになりました。

このようななか、京田辺市教育委員会は、児童生徒数の増加に対応するため施設を充実させることはもとより、すべての市立学校において特色ある教育活動を通して、将来の本市を担う子どもたちの育成に丁寧に取り組んでこられました。

しかしながら、市内では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域も存在し、学校間の児童生徒数の偏りが顕著となっており、できるだけ早い時期に適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念される状況になってきました。

そこで、学校間の児童生徒数の偏在を解決するために、多角的な見地から検討を重ねるため、市教育委員会は、令和4年2月に、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、本審議会に対し諮問をされました。

本審議会では、この間6回にわたり本市のまちの特徴や市立学校の過去・現在・未来のすがたについて理解を深め、その変遷や将来予測等を踏まえ、各校が抱える課題の抽出から取り組み、偏在の解消に向けた対策について審議を行ってきました。

このたび、現時点における京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、審議の方向性を定めるとともに、現に緊急の対策が必要であると判断した市立学校への対策について、基本的な考え方をとりまとめましたので、ここに中間答申を行います。

2 現状と課題

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について検討を進めるにあたり、本審議会では、市域を3分割し、大住中学校区、培良中学校区及び田辺中学校区を検討の単位としました。

これは、本市の歴史的な背景や、市第4次総合計画においてもそれぞれの地域特性に沿ったまちづくりが進められていることを受け、同じ市においても、それぞれ違った成長を遂げている本市のすがたを理解する上で適切であると判断したためです。

大住中学校区は、京阪東ローズタウンの人口が増加していますが、比較的早くから開発されてきた松井ヶ丘、大住ヶ丘地区の人口は減少しており、田園集落の人口も減少している状況です。また、将来的に新たな大規模開発が行われる見込みが少なく、今後は全体として児童生徒数が緩やかに減少していくことが予想される地域です。大住小学校では、すでに1学年1学級運営が行われている学年も存在しており、また、大住中学校についても、今後、生徒数が減少することが予想され、偏在の解消に向けた検討を進めていく必要があります。

培良中学校区は、比較的初期に開発された府営団地や新興戸地区の人口が減少傾向にあります。また、将来的に新たな宅地開発が行われる見込みも少なく、校区全体で児童生徒数が減少していき、学校運営への影響が今後ますます大きくなることを見込まれ、偏在の解消に向けた対策を進めていく必要があります。

田辺中学校区は、民間の住宅開発が継続して実施されており、人口、世帯数とも増加している地域があります。この中で、特に同志社山手地区における人口増は当面続き、三山木小・田辺中の児童生徒数に大きな影響を与えています。

一方、普賢寺小学校では児童数の減少に伴い、現在、小規模特認校として市内全域から通学できるといった学校運営が行われていることから、校区内での偏在が最も大きい地域であり、培良中学校区同様に解消に向けた対策を進めていく必要があります。

このように、中学校区ごとの現状と課題を整理した上で、具体的な審議を開始しました。

3 審議の経過等

学校教育は、一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられます。それは、子どもたちの成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが、主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であるからです。このことは、学校教育法施行規則において、小学校で12学級以上18学級以下を標準とすると定められていることから見て取ることができます。また、中学校の学級数も小学校の規定を準用することとされており、一定規模での教育活動が期待されています。

本市では、住宅開発による人口増加に伴い、児童生徒数が増加している学校が依然として存在し、中でも三山木小学校は普通学級数が30学級を超過しています。一方、大住地域や普賢寺地域では人口が減少している地域があり、これに伴い児童数も減少し、1学年1学級で運営している学校も存在しています。

このように、学校間の偏在が顕在化してきており、適正な学校規模に向けた取組を進めることは極めて重要であると認識に至りました。

しかし、小規模校では「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい」といったメリットがある一方で、大規模校は「集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい」といったメリットも存在していることから、現在における児童生徒数の多寡という側面だけを捉え議論をするのではなく、学校の地域における役割、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模や老朽化による修繕の必要性等も踏まえながら、総合的に判断し、児童生徒にとってよりよい教育環境はどうあるべきかについての議論を行い、その上で偏在の解消に向けた対策を審議していくこととしました。

こうした考え方をもとに、小学校及び中学校の創立から今日に至るまでの軌跡は、多種多様であり、創立150周年を迎え地域コミュニティにおいて重要な役割を果たしてきた学校や昭和40、50年代の市内住宅開発に伴う人口急増に対処するため、新たに創立された学校があることから、まずその状況をしっかり把握する必要性がありました。

特に、多くの小学校では、地域コミュニティにおいて重要な役割を担っており、地域の運動会等交流行事が盛んに行われている、また、地域防災拠点として位置付けられている学校も存在していることから、偏在の解消を検討するにあたり地域と切り離して進めることは難しく、中長期的に丁寧に審議を進める必要があると判断しました。

一方、中学校に関しては、地域との関わりは当然存在するものの、創立の経緯から、小学校と比較すれば緩やかであり、偏在の解消に向けた、短期的に効果が期待できる対策についても一定検討する余地があるのではないかという意見があり、また、発達段階の異なる小学生と中学生に向けた対策を同時に議論することとはせず、小学校及び中学校に対しては、異なった視点で審議を進めるのが適切であるとの認識に至りました。

このほか、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模等から各学校が抱える問題の緊急性についても調査を行うこととしました。

これらの審議を踏まえ、小・中学校が培ってきたそれぞれの特色を尊重し、さらなる特色化についても触れ、校区選択制度の導入、新たな学校の設置、校区の適正化等についての意見交換等を行い、さらに、義務教育課程における子どもたちの健やかな成長を見越した小中一貫教育の導入についての議論も交えながら、まず、今後の審議の方向性を以下のとおりとしました。

4 審議の方向性

- (1) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策については、学校の特色化を進めながら、学校選択制、校区の適正化、小中一貫教育の導入など様々な制度のうち、京田辺市が導入するにあたって最も望ましい制度を慎重に検討するものとする。
- (2) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向け、市立学校が抱える課題を、短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理する。
- (3) 短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申する。
- (4) 中長期的に検討すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮しつつ、偏在の解消に向けた対策を継続して審議する。

5 短期的に解決すべき課題とその方向性について

6回の審議で議論を進めた結果、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けて短期的に解決すべき課題は、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少であるという結論に至り、その解決に向けた対策を中間答申とし

て次のとおりとりまとめました。

(1) 田辺中学校への対策について

田辺中学校については、今後も生徒数が増加することが見込まれるため、生徒数の増加に応じた教職員の配置に努める必要があります。特に、個々の教職員に過度の負担がかからないようにするため、新たな教職員の配置も含めそのサポート体制を充実する必要があります。また、科目によっては習熟度に応じたクラス編成を行う等指導形態を工夫することで、学力・体力の低下を招くことがないよう、学校と市教育委員会が密に連携をとることを期待します。

このほか、必要に応じ、学校施設等に対し豊富な知識を有する専門家の協力も得ながら、生徒数に応じた普通教室・特別教室の整備や設備の確保に向けた計画的な対応を期待します。

また、生徒数の増加に伴い、自転車通学の生徒数も増加することが予想されます。台数に応じた駐輪場を確保するため、改修等対応を行うとともに、通学時の安全を確保するため、警察等関係機関と連携し、交通安全に向けた取組を継続し、時差通学等現在実施している対策についても、よりよいものとなるよう常に見直しを行っていく姿勢で取り組むことが重要です。

なお、学級数の増加による体育授業や運動部の活動といった教育活動については、できるだけ支障が生じないようにするため、同校近隣の施設の利用についても十分検討し、特に、市の施設を積極的に活用していくことを望みます。

(2) 培良中学校への対策について

培良中学校については、今後も生徒数が減少していくことが見込まれることから、生徒数の減少を少しでも緩和できるよう、同校に学校選択制度を導入することを提案します。

学校選択制度については、いわゆる自由選択等複数の手法が存在します。一般的に、導入を検討する際は対象となる学校の状況、通学路上の危険箇所の有無の確認、また、公共交通機関を利用した通学の可能性についても整理を行う等、計画性をもって対応することが求められますので、同校に導入するにあたっては、十分検討を行い、最も適切な手法が採択されることを期待します。また、制度の周知については、十分な期間を設定し、多くの機会を通じ、広く児童・生徒・保護者に知ってもらえるように努めることを併せて期待します。

なお、学校選択制度を導入し、校区を越えて選択される学校となるためには、同校に特色を付与し、多くの児童・生徒・保護者に魅力を感じ、興味を持ってもらうことが非常に重要となります。

特色化を議論するにあたっては、同校の教育目標に沿いながら、生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという視点と、生徒がお互いを理解しながら共に学ぶという視点を大切にする必要があります。

具体的な取組については、今後、学校と教育委員会、そして市が互いに連携を取りながら効果的に進められることを期待しますが、本審議会として、その基本的な考え方を以下のとおりお示しします。

令和3年1月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、ICTの効果的活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を両輪として進め、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導、学習活動、機会の充実を図る必要があるとされています。

培良中学校の特色化を進めるにあたっては、これらを参考にICTを効果的に活用し、少人数指導のより一層の充実を行うとともに、職場体験等を通じた協働的な活動に取り組み、また、専門家による支援も交えながら個の可能性を最大限引き出せるような取組を実施されることを期待します。

また、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請は日々高まっています。このため、外国語、理系科目等の習熟は次代を切り拓く子どもたちにとって非常に重要なものとなり、特に力を注ぐ分野であると考えます。

このほか、他の市立中学校と部活動に関して差別化を行うことも有効ではと考えます。外部の指導者や地域の資源を有効活用しながら、既存クラブの強化、あるいは他校にはないクラブの創設等についても検討を行い、生徒・保護者にとって魅力的なものとなることを期待します。

さらに、同校に関し、上記取組と併行して学校施設及び設備の整備を進めることで、相乗効果が得られるものと考えますので、市と十分協議を行い、計画的に進めて行くことを期待します。

最後に、培良中学校における特色化を検討するにあたっては、同校教職員と調整を行い、理解を得ながら進めていく必要があります。教職員に一方的

に負担を課すような制度設計とならないよう強く要望します。

上記対策については、緊急性を考慮し、実施可能なものから順に取り組むことが重要となります。

また、培良中学校の特色化を進めていくにあたって、まずコンセプトを明確にし、多くの人を惹きつける魅力的なことばで表現することで、大きな効果が得られるものと考えますので、これらの点についても十分に配慮してください。

6 むすびに

この中間答申は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策を本審議会において審議する過程で、短期的に解決すべき課題として整理したものに向けた対策について言及しており、教育委員会においては、早急に対策を講じることを期待します。

なお、今回の中間答申において言及している、田辺中学校及び培良中学校への対策は、当該校で完結するものという捉え方はせず、将来的に検証を行い、効果が認められるものについては、他の小中学校へも波及できるような制度となる必要があります。

今後、本審議会では、この中間答申の内容を踏まえながら、中長期的に検討すべき課題に対し、重点的に審議していくことを予定しており、地域とも連携を図りながら、改めて課題を精査し、本市にとって最善の対策について最終答申を行うものとしします。

京 教 総 第 3 4 2 号
令和4年（2022年）2月15日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会
教育長 山 岡 弘 高

諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

2 諮問理由

京田辺市教育委員会では、これまでから児童生徒数の増加に対応しながら、各市立学校での特色ある教育活動をとおして、将来の京田辺市を担う子どもたちの育成に努めてきました。

しかしながら、本市では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域などが混在するなか、学校間の児童生徒数の偏りが顕著になりつつあります。

このような現状に対して適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動の維持や教員の指導体制の充実を図ることが難しくなるのではと懸念されています。

貴審議会におかれましては、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、ご審議いただきたく諮問します。

資料 1

京田辺市学校教育審議会の開催経過

	開催日	議 事	備考
令和3年度第4回	令和4年 2月15日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第1回】 <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市立学校の現状等について 	
令和4年度第1回	令和4年 6月28日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第2回】 <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市立学校児童生徒数の推移について 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について 	
令和4年度第2回	令和4年 9月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第3回】 <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市立中学校の教育指針等について 京田辺市の子どもたちと地域のつながりについて 	
令和4年度第3回	令和4年 10月20日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第4回】 <ul style="list-style-type: none"> 偏在の解消に向けた対策について 学校選択制の考え方について 第1次報告（素案）について 	
令和4年度第4回	令和4年 12月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第5回】 <ul style="list-style-type: none"> 第1次報告（案）について 	

	開催日	議 事	備考
令和4年度第5回	令和5年 3月2日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消 に向けた対策について【第6回】 <ul style="list-style-type: none"> • 中間答申（案）について 	

資料 2

京田辺市学校教育審議会委員名簿

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	元京都教育大学教授
京田辺市協働のまちづくり 推進協議会委員	谷村 雅昭	
京田辺市PTA連絡協議会 委員	稲葉 由佳	田辺東小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会 委員	上原 未央	田辺中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	尾谷 亨	京田辺市立田辺東小学校校長
京田辺市立小・中学校長	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	安井 秀臣	京田辺市立田辺小学校教頭
京田辺市民生児童委員協議 会委員	岡田 真澄	京田辺市民生児童委員協議会 主任児童委員
公募による委員	奥西 沙絵子	
教育委員会が適当と認める 者	岩井 秀世	公認心理師

報告第5号

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立大住幼稚園の廃止に伴い、京田辺市教育委員会公印規程について、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

京田辺市教育委員会公印規程（平成9年京田辺市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1
京田辺市立大住幼稚園長印	正方形	21	古印	大住幼稚園長	1

」を

「

京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1
--------------	-----	----	----	--------	---

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案						現 行						改正理由
別表第1 (第4条関係)						別表第1 (第4条関係)						大住幼稚園廃止に伴う削除
名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1	京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	京田辺市立大住幼稚園長印	正方形	21	古印	大住幼稚園長	1	
						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(目的)

第1条 京田辺市教育委員会の公印の保管及び使用等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する京田辺市教育委員会印及び職印をいう。

(公印の種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会印
- (2) 教育長印
- (3) 教育長職務代理者印
- (4) 小・中学校長印
- (5) 幼稚園長印
- (6) 中央公民館長印
- (7) 中央図書館長印

(公印の形式及び保管者)

第4条 公印の名称、形状、寸法、書体、保管者及び個数は、別表第1のとおりとする。

(印影の印刷)

第5条 同一文書で多数の発行を必要とする場合には、当該文書に押印すべき公印の印影又は印影を縮小したものを、当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができる。

- 2 前項に規定する公印の印影を印刷しようとするときは、印刷の都度印影印刷承認願(別記様式)を教育長に提出して承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により印影を縮小して印刷することができる公印の名称、印影寸法及び印刷物の名称は、別表第2のとおりとする。
- 4 第1項の規定により印影を印刷した文書については、その主管の長が厳重に保管し、その使用状況を明確にしておかななければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、公印の保管及び使用等に関しては、京田辺市公印規程(昭和39年京田辺市規程第3号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年2月7日教委規程第19号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日教委教育長訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年8月1日教委教育長訓令第2号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成14年7月29日教委教育長訓令第5号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日教委教育長訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日教委教育長訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教委教育長訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第3条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の第3条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和2年3月17日教委教育長訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数
京田辺市教育委員会印	正方形	25	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印(横書)	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印(縦書)	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会教育長印	正方形	21	古印	教育部長	1

京田辺市教育委員会教育長職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市立大住小学校長印	正方形	21	古印	大住小学校長	1
京田辺市立田辺小学校長印	正方形	21	古印	田辺小学校長	1
京田辺市立草内小学校長印	正方形	21	古印	草内小学校長	1
京田辺市立三山木小学校長印	正方形	21	古印	三山木小学校長	1
京田辺市立普賢寺小学校長印	正方形	21	古印	普賢寺小学校長	1
京田辺市立田辺東小学校長印	正方形	21	古印	田辺東小学校長	1
京田辺市立松井ヶ丘小学校長印	正方形	21	古印	松井ヶ丘小学校長	1
京田辺市立薪小学校長印	正方形	21	古印	薪小学校長	1
京田辺市立桃園小学校長印	正方形	21	古印	桃園小学校長	1
京田辺市立田辺中学校長印	正方形	21	古印	田辺中学校長	1
京田辺市立大住中学校長印	正方形	21	古印	大住中学校長	1
京田辺市立培良中学校長印	正方形	21	古印	培良中学校長	1
京田辺市立田辺幼稚園長印	正方形	21	古印	田辺幼稚園長	1
京田辺市立田辺東幼稚園長印	正方形	21	古印	田辺東幼稚園長	1
京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1
京田辺市立大住幼稚園長印	正方形	21	古印	大住幼稚園長	1
京田辺市立三山木幼稚園長印	正方形	21	古印	三山木幼稚園長	1
京田辺市立松井ヶ丘幼稚園長印	正方形	21	古印	松井ヶ丘幼稚園長	1
京田辺市立薪幼稚園長印	正方形	21	古印	薪幼稚園長	1
京田辺市立普賢寺幼稚園長印	正方形	21	古印	普賢寺幼稚園長	1
京田辺市立中央公民館長印	正方形	21	古印	中央公民館長	1
京田辺市立中央図書館長印	正方形	21	古印	中央図書館長印	1

別表第2(第5条関係)

名称	印影寸法	印刷物の名称
京田辺市教育委員会印	10mm平方	京田辺市生涯学習人材バンク登録証
	16mm平方	職員証
	21mm平方	就学通知書

別記様式(第5条関係)

印影印刷承認願

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長 様

所属長職・氏名 _____
担当者職・氏名 _____

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、承認くださるよう申請します。

記

公印の名称	印影の寸法
公印保管責任者	
印刷物の名称	
印刷物の用途	
印刷枚数	
印刷を要する理由	

報告第6号

京田辺市令和4年度いじめ調査（2回目）の結果について

京田辺市令和4年度いじめ調査（2回目）の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、京田辺市令和4年度いじめ調査（2回目）の結果について、報告するものである。

令和4年度京田辺市立小中学校におけるいじめ件数の推移

京田辺市教育委員会

[1]アンケート調査区分

○未解消

- A(要指導):いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- B(要支援):いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- C(見守り):いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする)。

○解消

- D(解消):いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする)。

○重大事象

- いじめにより当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
- いじめにより当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

H29年度2回目調査からは、解消条件が変更。また、調査区分についても、1, 2(1段階の内、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの)、3(いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの)段階で認知・解消に分けて行っていたが、H29年度2回目調査からは、上記の区分で集計を実施。

[2]年度別認知件数

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	
認知件数	小学校	男子	480	369	463	373	448	376	314	296	350	278	376	336
		女子	355	267	351	310	362	281	190	249	240	195	273	244
		小計	835	636	814	683	810	657	504	545	590	473	649	580
	中学校	男子	33	23	29	27	29	13	15	26	55	31	41	42
		女子	28	25	21	30	16	7	5	11	15	13	16	22
		小計	61	48	50	57	45	20	20	37	70	44	57	64
合計		896	684	864	740	855	677	524	582	660	517	706	644	
解消件数	小学校	男子	101	14	41	0	34		8	0	1	1	4	
		女子	78	16	48	1	20		6	0	2	0	1	
		小計	179	30	89	1	54		14	0	3	1	5	
	中学校	男子	0	2	3	0	0		24	1	24	0	0	
		女子	1	1	2	0	1		10	0	8	0	0	
		小計	1	3	5	0	1		34	1	32	0	0	
合計		180	33	94	1	55		48	1	35	1	5		
(未解消、指導中)		小11件 中8件	小457件 中47件	小784件 中47件	小594件 中52件	小809件 中45件	小603件 中19件		小531件 中52件	小590件 中59件	小470件 中12件	小649件 中57件	小580件 中54件	

[3]要指導件数(2段階認知件数)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
認知件数	小学校	男子	42	125	95	99	84		55	59	43	41	73
		女子	24	86	91	74	59		42	39	29	37	53
		小計	66	211	186	173	143		97	98	72	78	126
	中学校	男子	2	3	1	3	1		0	2	2	2	5
		女子	2	4	3	1	3		1	1	1	0	2
		小計	4	7	4	4	4		1	3	3	2	7
合計		70	218	190	177	147		98	101	75	80	133	

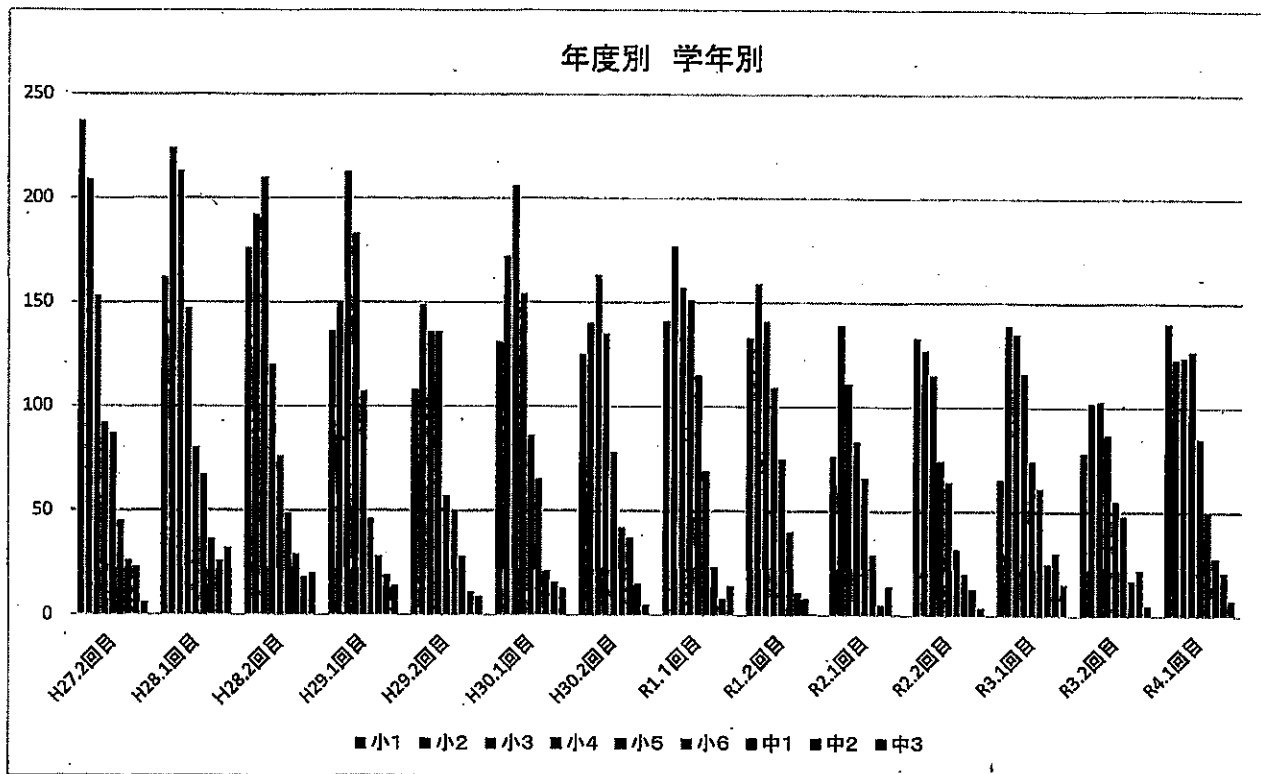
※H29年度1回目までの数は、2段階認知件数(認知されたもののなかで、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの)

H29年度2回目以降の数は、いじめに係る行為が止んでおらず、指導の必要がある件数

[4] 各年度 第1回目いじめの態様

いじめの態様	H30年度1回目		R元年度1回目		R2年度1回目		R3年度1回目		R4年度1回目	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	476	36	433	34	252	21	335	57	349	48
仲間はずれ、集団による無視をされる。	177	8	159	6	91	1	112	2	97	6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	275	9	278	3	140	6	167	8	201	14
ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする	148	2	128	0	57	1	48	0	60	5
金品をたかられる。	30	0	22	0	10	0	2	0	7	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	63	0	23	0	12	0	14	1	28	1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	134	2	113	1	77	2	65	0	77	6
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	9	7	12	2	8	3	9	2	5	13
その他	102	4	108	0	0	0	18	0	0	0

[5] 年度別学年別認知件数



報告第7号

三山木小学校区及び草内小学校区における民間保育所・小規模保育
事業所整備計画について

三山木小学校区及び草内小学校区における民間保育所・小規模保育事業所整
備計画について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、三山木小学校区及び草内小学校区における民間保育所・小規模保育
事業所整備計画について、報告するものである。

民間保育所・小規模保育事業所の整備計画について

令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」においては、民間活力を活用した小規模保育事業所の整備により、1・2歳児の保育定員を確保しながら市立保育所定員の適正化を進めるとともに、待機児童の発生防止を図ることとしています。

このたび、次のとおり2事業者から保育所と小規模保育事業所の整備について提案があり、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、整備運営事業者として決定し、令和5年4月から開園する運びとなりましたので、報告いたします。

1 整備計画

(1) 保育所

① 三山木小学校区

場 所：京田辺市同志社山手一丁目20-3・4・5

延床面積：232㎡

施設種別：保育所

定 員：45人（0歳児9人／1歳児18人／2歳児18人）

事 業 者：埼玉県志木市柏町5-5-38

社会福祉法人タイケン福祉会

開園予定日：令和5年4月

経 過：令和3年5月12日 保育施設等の整備についての相談

令和4年6月24日 社会福祉法人タイケン福祉会から整備計画書の提出

7月19日 京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会

8月 5日 保育所整備運営事業者に決定

(2) 小規模保育事業所

① 草内小学校区

場 所：京田辺市興戸北落延42-1

延床面積：152㎡

施設種別：小規模保育事業所

定 員：19人（0歳児3人／1歳児8人／2歳児8人）

事 業 者：京田辺市大住虚空蔵谷55

特定非営利活動法人そよかぜ子育てサポート

開園予定日：令和5年4月

経 過：令和3年8月19日 認可外保育施設「まゆあい」を小規模保育事業所へ移行することについて相談

令和4年3月 9日 認可化移行計画書の提出

6月17日 整備計画書の提出

7月19日 京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会

8月 5日 小規模保育事業所整備運営事業者に決定

2 予算措置

令和4年9月補正予算に施設整備費等に対する補助金を計上し、必要となる補助金交付を行っている。

位置図

山手幹線

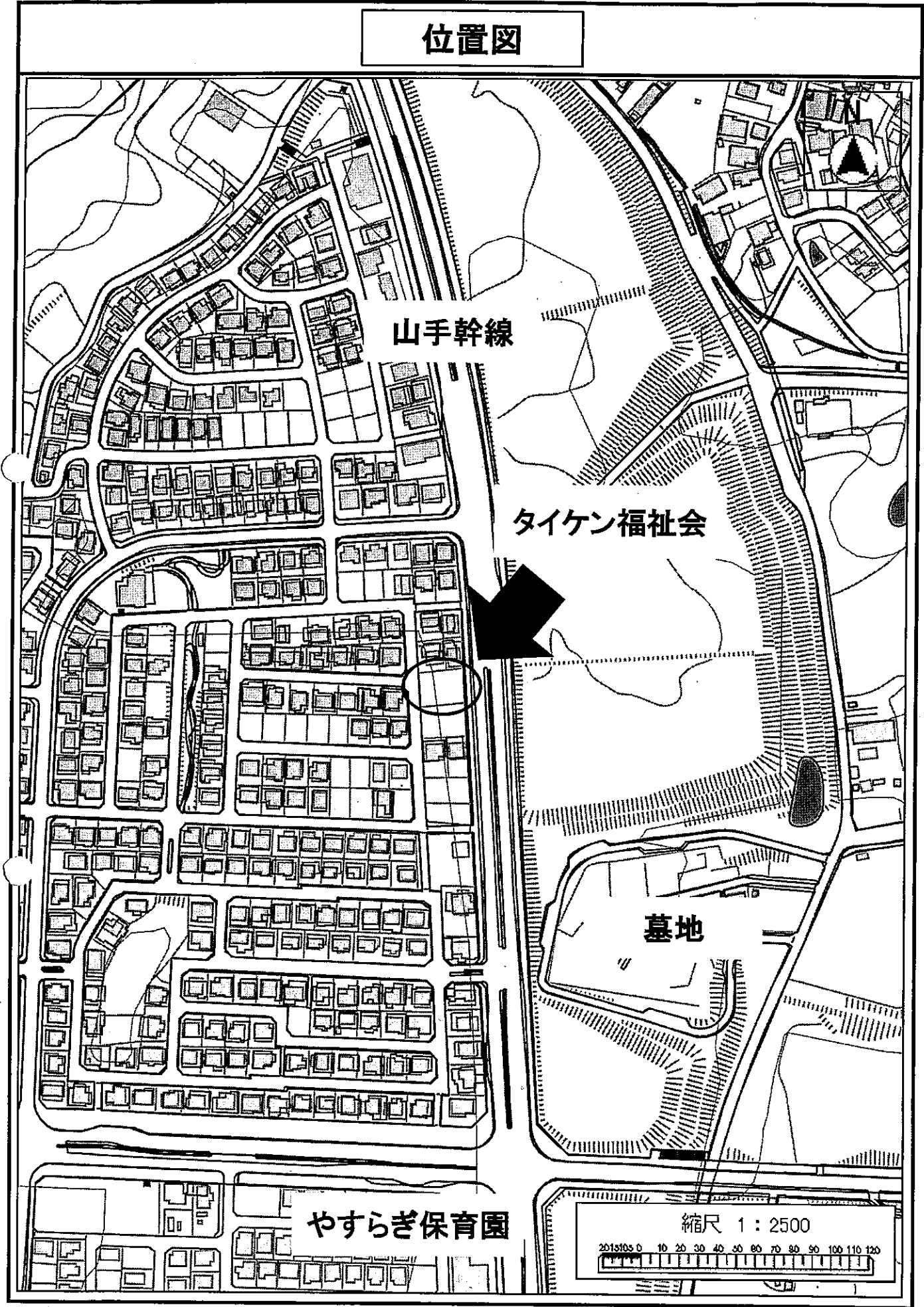
タイケン福祉会

墓地

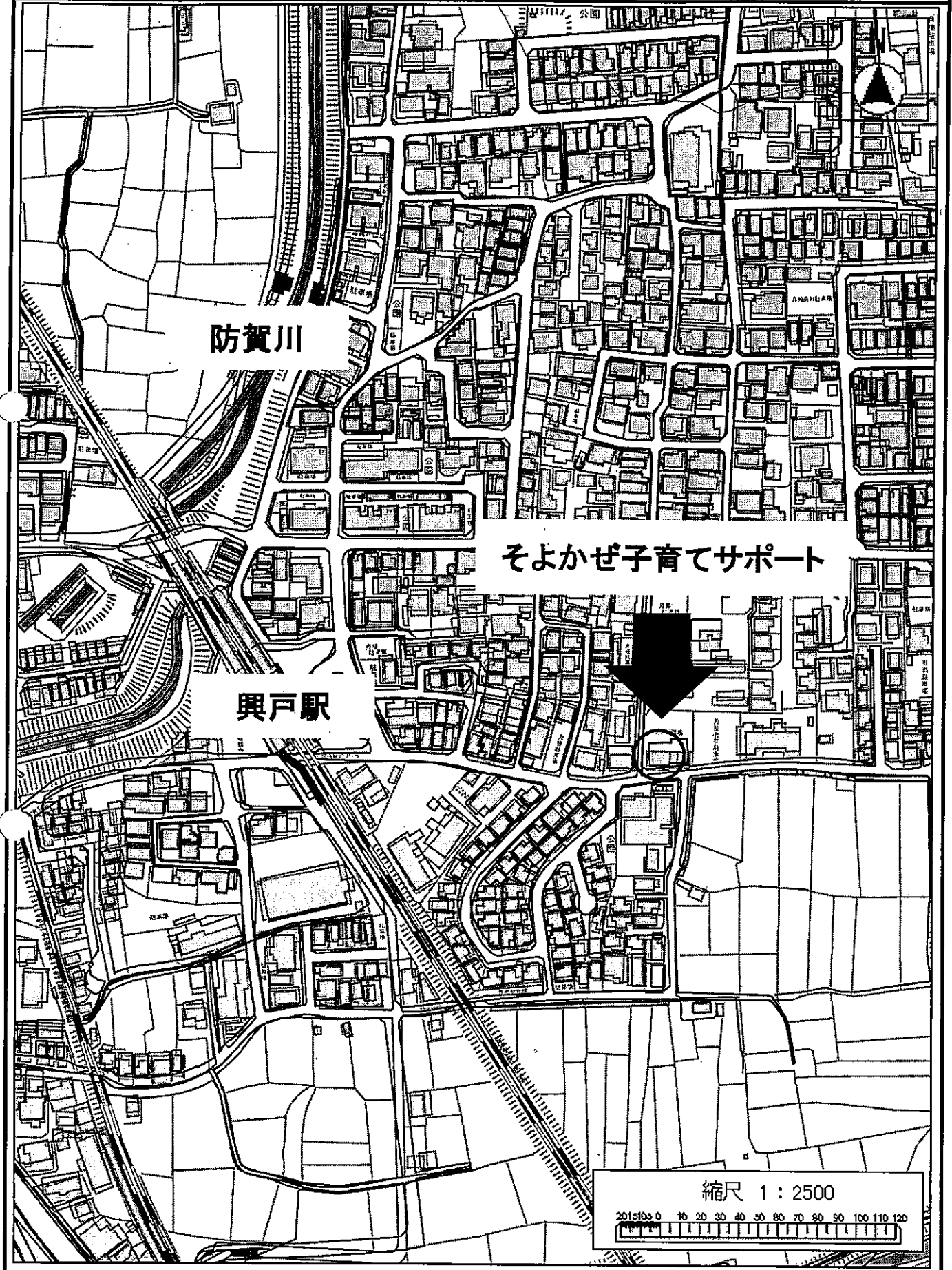
やすらぎ保育園

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



位置図

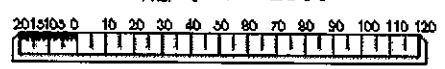


防賀川

興戸駅

そよかぜ子育てサポート

縮尺 1 : 2500



報告第8号

京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱
の制定について

京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱を別紙のと
おり定めることとしたので報告する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(報告理由)

市立小学校内で実施する留守家庭児童会において医療的ケア児の受入れを行
うに当たり、必要な事項を定めることとしたので報告するものである。

京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業 実施要綱の制定について

1 趣旨

本要綱は、京田辺市立小学校内で実施する留守家庭児童会において医療的ケア児の受入れを行うに当たり、必要な事項を定めるもの

2 要綱概要

(1) 医療的ケア

主治医の指示に基づき、留守家庭児童会において看護師等により実施する疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な以下の医療行為

- ・喀痰吸引（口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理）
- ・人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む。）
- ・気管切開部の管理
- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう）
- ・導尿
- ・人工肛門（ストーマ）の管理
- ・血糖値測定及びインスリン注射

(2) 対象者

対象となる児童は、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱第7条の規定により、教育長が医療的ケア児支援事業の利用を決定した者で、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例（平成20年京田辺市条例第4号）第6条の規定に該当するもの

(3) 申請

留守家庭児童会において医療的ケアの実施を希望する保護者は、申請書に児童の調査票、確認書兼同意書及び主治医意見書を添えて、市長に提出する。

(4) 検討会議

市長は、申請書を受理したときは、以下の者で構成する検討会議を開催し、利用の可否を諮る。

- ・留守家庭児童会担当課長
- ・学校教育担当課長
- ・こども・学校サポート室総括指導主事
- ・保育所及び認定こども園担当課長
- ・障害福祉担当課長
- ・子育て支援担当課長
- ・担当保健師
- ・対象児童が入会予定又は在籍する学校の長
- ・対象児童が入会予定又は在籍する学校の嘱託医
- ・その他市長が必要と認める者

(5) 利用決定

市長は、検討会議の結果を踏まえて、事業の利用の可否を決定する。

(6) 医療的ケアを行う者

留守家庭児童会に配置された看護師等

3 施行日

令和5年4月1日

京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、京田辺市立小学校内で実施される留守家庭児童会において医療的ケアを必要とする児童の円滑な受入れを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「医療的ケア」とは、第11条に規定する者が主治医の指示に基づき留守家庭児童会において実施する疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な医療行為であって、別表に定めるものをいう。

（事業主体）

第3条 事業の実施主体は、京田辺市とする。ただし、市長は、適切に事業を実施できると認められる者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

（対象児童）

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱（令和5年京田辺市教育委員会告示第 号。以下「小中実施要綱」という。）第7条の規定により教育長が医療的ケア児支援事業の利用を決定した者で、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例（平成20年京田辺市条例第4号）第6条に該当するもののうち、第7条第2号又は第8条第2項の規定により市長が事業の利用を決定したものとする。

（申請）

第5条 留守家庭児童会において医療的ケアの実施を希望する保護者は、医療的ケア児支援事業利用申請書（別記様式第1号）に、医療的ケアに関する児童の調査票（別記様式第2号。以下「調査票」という。）、確認書兼同意書（別記様式第3号）及び主治医意見書（別記様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、調査票及び主治医意見書につ

いては、小中実施要綱第7条に基づく医療的ケア児支援事業利用可の決定を受けた際に提出したものと同一内容であるときは、その写しをもって代えることができるものとする。

(検討会議)

第6条 市長は、前条及び第12条第1項の規定による申請があったときは、小中実施要綱第6条に準じて申請の内容を審議するための会議（以下「検討会議」という。）を開催しなければならない。

(検討結果の通知)

第7条 市長は、検討会議の結果を踏まえ、次により保護者に通知するものとする。

- (1) 留守家庭児童会への入会希望者の場合 事業の利用内定又は利用不可の決定を行い、医療的ケア児支援事業利用検討結果通知書（別記様式第5号）により保護者に通知するものとする。
- (2) 留守家庭児童会の在籍者の場合 事業の利用可否を決定し、医療的ケア児支援事業利用可否決定通知書（別記様式第6号）により保護者に通知するものとする。

(入会の承認)

第8条 前条第1号により利用内定を受けた保護者は、希望する留守家庭児童会の入会の承認を受けなければならない。

2 市長は、留守家庭児童会への入会の承認を行った場合、医療的ケア児支援事業実施通知書（別記様式第7号）により保護者に事業の実施を通知するものとする。

(医療的ケアに関する指示)

第9条 第7条第2号の利用を可とする通知又は前条第2項の通知を受けた保護者は、速やかに入会を予定している留守家庭児童会及び主治医と打合せを行い、主治医による医療的ケアに関する指示が記載された医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第8号。以下「指示書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、小中実施要綱第8条に基づき提出した指示書と同一内容であるときは、その写しをもって代えることができるものとする。

(医療的ケアの実施)

第10条 市長は、指示書の提出を受けたときは、これに基づき、次条に規定する者に医療的ケア児支援事業実施計画書（別記様式第9号。以下「計画書」という。）を作成させ、留守家庭児童会で実施する医療的ケアについて保護者に十分に説明しなければならない。

2 前項の説明を受けた保護者は、その証として計画書に署名するものとする。

3 市長は、前項の規定により署名された計画書の写しを保護者に交付しなければならない。

(医療的ケアを行う者)

第11条 医療的ケアを行う者は、留守家庭児童会に配置された看護師、保健師、助産師、准看護師、医師又は認定特定行為業務従事者（以下「担当看護師等」という。）とする。

2 担当看護師等は、次の各号に定める業務を行う。ただし、計画書の作成は、看護師、保健師、助産師及び医師に限り行うことができる。

(1) 指示書に基づく計画書の作成及び医療的ケアの実施

(2) 医療的ケアの実施内容の記録

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用の変更)

第12条 保護者は、対象児童の心身状況に大きな変化があったとき又は利用する医療的ケアの内容を変更しようとするときは、医療的ケア児支援事業利用変更申請書（別記様式第10号）に調査票及び指示書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、調査票及び指示書については、小中実施要綱第11条第2項の規定に基づく医療的ケア児支援事業利用変更可の決定を受けた際に提出したものと同一内容であるときは、その写しをもって代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、検討会議の結果を踏まえ、変更の可否を決定し、医療的ケア児支援事業利用変更可否決定通知書（別記様式第11号）により保護者に通知するものとする。

3 第10条の規定は、前項の規定により変更を可とした場合について準用す

る。

(利用の辞退)

第13条 保護者は、対象児童の自立等により本事業の利用の必要がなくなったときは、医療的ケア児支援事業利用辞退届（別記様式第12号）を、市長に届け出なければならない。

(利用の解除)

第14条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、利用を解除することができる。

- (1) 対象児童が第4条に規定する対象児童でなくなったとき（ただし、前条による届出があった場合を除く。）。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業の利用を解除する必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を解除するときは、医療的ケア児支援事業利用解除通知書（別記様式第13号）により保護者に通知するものとする。

(実施留守家庭児童会の責務)

第15条 事業の実施留守家庭児童会は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 医療的ケア実施に係る実施要領の作成、医療的ケアの安全な実施に係る委員会等の設置及び運営並びに環境の整備等医療的ケア実施における支援体制を確立しておくこと。
- (2) 主治医の指示内容、搬送する医療機関並びに主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに全職員に周知徹底を図ること。
- (3) 毎月、医療的ケア実施報告書（別記様式第14号）を作成し、保護者に通知した上で、必要に応じて報告内容について主治医の確認を得るとともに、その写しを市長に提出すること。
- (4) 留守家庭児童会担当課長は、医療的ケアに関する担当職員を任命し、必要な研修等を受けさせるものとする。
- (5) 担当職員は、医療的ケアを安全に実施するために必要な措置を執る

とともに、担当看護師等と協力し、医療的ケアの実施時におけるヒヤリハット事例等を整理し、医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書（別記様式第15号）により留守家庭児童会担当課長に報告すること。

- (6) 留守家庭児童会担当課長は、主治医・医療機関と連携を図り、留守家庭児童会の体制及び環境並びに対象児童の実態を十分に把握した上で、全職員間で情報を共有し、教育・保育における医療的ケアの意義の理解を深めるための研修を実施するほか、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (7) 担任は、当該児童をよく観察し、担当職員や担当看護師等、保護者と連絡を密に取り、安全確保に努めること。
- (8) 対象児童の発達及び発育状況を踏まえて、受入れクラス、教育・保育の進め方等を保護者と確認しておくこと。

(保護者の責務)

第16条 保護者は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 留守家庭児童会から要請がある場合には付き添うこと。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備並びに点検及び整備を行うこと。
- (3) 対象児童の健康状態、医療的ケアの実施状況及び対象児童の様子について、留守家庭児童会に情報提供を行うこと。
- (4) 留守家庭児童会から医療的ケア児の様子について相談等があった場合には、主治医に連絡し、改善等の助言を得ること。
- (5) 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）を、速やかに留守家庭児童会に連絡すること。
- (6) やむを得ない事情により、留守家庭児童会での医療的ケアの実施が困難な場合には、保護者が医療的ケアを行うこと。
- (7) 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができるようにすること。
- (8) その他留守家庭児童会から安全、安心な教育・保育の提供に係る調

整を求められた場合は、協力するように努めること。

(関係書類の保管期間)

第17条 この告示の規定により提出された書類及び作成した書類は、対象児童が留守家庭児童会に在籍する間は保管し、離籍後も5年間は保管するとともに、保護者が提示を求めた場合は、速やかに提示すること。

(庶務)

第18条 本事業の庶務は、留守家庭児童会担当課において処理する。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

喀痰吸引（口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理） 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む。） 気管切開部の管理 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう） 導尿 人工肛門（ストーマ）の管理 血糖値測定及びインスリン注射

別記

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

医療的ケア児支援事業利用申請書

上記の医療的ケアについて、_____留守家庭児童会での利用を申し込みます。
なお、受入れの検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われること、また、主治医等から意見聴取を行うことがあることについて同意します。

保護者氏名 (署名)

ふりがな		男	年	歳	生年月日	年 月 日生
児童氏名		女	年齢			
住所						
連絡先	(自宅) (携帯電話)	児童会名		留守家庭児童会		

◎利用を申し込む医療的ケアの内容

希望する医療的ケアの項目に「レ」を付けて [] 内の該当項目に○記入をしてください。

希望する 医療的ケ ア	(看護師等有資格者が行う必要があるものに限ります。)
	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 [口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理]
	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法含む。)
	<input type="checkbox"/> 気管切開部の管理
	<input type="checkbox"/> 経管栄養 [鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう]
	<input type="checkbox"/> 導尿
	<input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) の管理
<input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射	

◎かかりつけ医師

病院名		主治医氏名	
受診科名			

◎予想される緊急時の対応

予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先

医療的ケアに関する児童の調査票

保護者氏名		電話番号	
住所			

児童氏名		男女	年齢	歳	生年月日	年 月 日生
診断名						
通院・療育の状況	医療機関名 () 診療科 () 通院頻度 (回/)					
	医療機関名 () 診療科 () 通院頻度 (回/)					
	療育機関名 () 通所頻度 (回/)					
手帳等の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A ・ B) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 (級)					
身長/体重	身長: cm 体重: kg (測定日: 年 月 日)					
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 会話 (単語・二語文・文章) <input type="checkbox"/> 絵カード <input type="checkbox"/> 表情 <input type="checkbox"/> その他 ()					
内服薬	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬品名 服用間隔)					
てんかん	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (頻度 状況)					
アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()					
運動機能	首すわり (か月) 寝返り (か月) おすわり (か月) はいはい (か月)					
姿勢・移動	姿勢の 変え方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 (一部・全部) ※介助時の注意点 ()				
	姿勢の 保ち方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助や支えが必要		※普段使用している物品 () ※普段よくしている姿勢 ()		
	移動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> つかまり歩行 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> バギー <input type="checkbox"/> 車椅子 (自走・介助・電動) <input type="checkbox"/> その他				
	排泄	尿意	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (回/日)			
排泄	尿	方法	トイレ オムツ 導尿 (回/日) その他 ()			
	便意	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (回/日) 使用中の薬剤 ()				
排泄	便	方法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 浣腸 (回/日) <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) <input type="checkbox"/> その他 ()			

(裏)

食 事	方 法 内 容	<input type="checkbox"/> 経口	状況 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 内容 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 軟食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ミキサー食 <input type="checkbox"/> 流動食 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう 製品名 () カテーテルサイズ (Fr) 注入方法 () 注入量・回数 () トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 交換頻度 (1回/)	
	血糖値 測定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時刻 (時 ・ 時 ・ 時)	
	インス リン投 与	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時刻 (時 ・ 時 ・ 時) 投与 方法 <input type="checkbox"/> 頻回注射療法 <input type="checkbox"/> インスリンポンプ (製品名:)	
呼 吸 管 理	気 管 切 開	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	カニューレ製品名 () 交換頻度 (1回/) トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
	吸 引	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	回数 (回/時間) 部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内 カテーテルサイズ (Fr)	
	酸 素 吸 入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	流量 (%/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内	
	人 工 呼 吸 器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 (<input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口) メーカー・機種: 業者名: モード: 換気回数 (f): 酸素濃度 (FiO ₂): 離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 (分)	
薬 剤 の 吸 入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	使用薬液 ()		
出 産 時 の 状 況	妊娠期間	(週 日)	単・多	() 胎
	体重	() g	身長	() cm
治 療 歴	これまでの治療の経緯について (手術をしている場合は、手術歴も記入してください。)			
現 在 受 け て い る ケ ア サ ー ビ ス				
そ の 他	集団生活を送る上で配慮が必要な事項など			

確認書兼同意書

留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業の利用の申込みに当たり、次の確認事項をご理解いただいた上で、各項目の確認欄に「レ」を記入し、ご署名をお願いします。

	確認事項	確認欄
1	「京田辺市医療的ケア児ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を読み、理解しました。また、「6 各関係者の役割等」の内容を理解し、了承します。	<input type="checkbox"/>
2	やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、保護者が付き添います。また、教育・保育中の医療的ケア実施の体制がとれない場合には、保育の利用ができないことがあることを了承します。	<input type="checkbox"/>
3	留守家庭児童会での感染症等が一定以上発症した場合の通級判断は、保護者の責任で行います。また、感染症等により留守家庭児童会の判断で登所を控える場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
4	留守家庭児童会が必要と認める場合、保護者の費用負担で主治医等の診察を受診することを了承します。	<input type="checkbox"/>
5	児童の症状に急変が生じ、留守家庭児童会が緊急事態と判断した場合その他必要な場合には、保護者に連絡する前に救急車を要請し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担になることを了承します。	<input type="checkbox"/>
6	児童の病態の変化等により、ガイドラインに定める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、速やかに留守家庭児童会に相談することを了承します。	<input type="checkbox"/>
7	留守家庭児童会の人員、設備、環境等の状況により、医療的ケア児の受入れができなくなる場合があることを了承します	<input type="checkbox"/>
8	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団での保育を実施する上で必要な範囲で、他の児童やその保護者との間で共有する場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
9	1～8のほか、留守家庭児童会との間で取り決めた事項を順守します。	<input type="checkbox"/>

（あて先）京田辺市長

上記確認事項について、その内容を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者（申請者）名（署名）			
申込児童氏名		生年月日	年 月 日生

主治医意見書

医療機関名		所在地	
電話番号		医師氏名	⑩

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生	
診断名						受診 状況	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 不定期

留守家庭 児童会に おける集 団生活の 可否	(保育中は、他の児童との接触の機会が多くあるため、一般的には感染症を防ぐのは 難しい環境にあります。) <input type="checkbox"/> 留守家庭児童会での集団生活は可能 <input type="checkbox"/> 留守家庭児童会での集団生活は不可 <input type="checkbox"/> その他 (具体的：)					
必要な医 療的ケア	(看護師等有資格者が行う必要があるものの口に「レ」を記入してください。) <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 [口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理] <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法含む。) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 [鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう] <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射					
服薬状況 (処方箋 添付可)	<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無					
呼吸状況	呼吸障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無					
摂食・嚥 下の状況	経口摂取 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可 誤嚥の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食形態 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ペースト状 その他 <input type="checkbox"/> (内容)					

(裏面へ続く)

(裏)

排尿状態	排尿障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無	
発作の状況	けいれん発作 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔内容〕 発作時の対応 <input type="checkbox"/> その場で様子を見る <input type="checkbox"/> その場で座薬を挿入する <input type="checkbox"/> 救急搬送する <input type="checkbox"/> その他〔内容〕	
予想される緊急時の状況及び対応	状況・頻度	
	対応	
	緊急搬送の目安	
留守家庭児童会での生活上の配慮及び活動の制限	活動中に特別な配慮を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要なとする <input type="checkbox"/> 常に必要とする 〔内容〕 活動の制限 <input type="checkbox"/> 基本的な生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中程度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可	
その他		

年 月 日

（保護者名）様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業利用検討結果通知書

年 月 日付けであなたから申請のありました医療的ケア児支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

なお、「利用内定」とは医療的ケア児支援事業の実施が可能であることをお知らせするもので、入会を決定するものではありません。希望施設の入会調整の結果、受入れできない場合もありますので、ご了承ください。

記

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
検討結果	利用内定 ・ 利用不可					
備考	<input type="checkbox"/> 利用内定の場合 希望施設の入会承諾を受けた場合、速やかに担当課に連絡してください。 <input type="checkbox"/> 利用不可の場合 （理由）					

（教示）

- この決定について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

文 書 番 号
年 月 日

（保護者氏名）様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第7条第2号の規定により通知します。

記

1 利用可の決定

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
実施児童会名	留守家庭児童会			学年		
実施する医療的ケア	実施する内容					
留意事項等	○留意事項					
	1 定期的に主治医の診断を受け、医療的ケアの見直し等に関わる情報を留守家庭児童会に連絡ください。					
	2 通級時、児童の健康状態について、担任や看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。					
留意事項等	3 医療的ケアの実施に必要な機器、用具及び消耗品の準備、点検及び補充をお願いします。					
	4 使用後の物品については、ご家庭に持ち帰り処分をお願いします。					
	5 災害時に備え、内服薬等がある場合は必要数を毎日ご持参ください。					
留意事項等	○緊急時の対応					
	1 主治医の指示内容に基づき、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに保護者に連絡します。					
	2 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いします。					

2 利用不可の決定

（理由）

（裏面へ続く）

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（保護者名）様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業実施通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児支援事業の利用について、施設の入会調整の結果を受け、下記のとおり決定しましたので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

については、下記の留意事項等をご確認いただき、円滑な実施にご協力をお願いします。

記

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
実施児童会名	留守家庭児童会			学年		
実施する医療的ケア	実施する内容					
留意事項等	○留意事項 1 定期的に主治医の診断を受け、医療的ケアの見直し等に関わる情報を留守家庭児童会に連絡ください。 2 通級時、児童の健康状態について、担任や看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。 3 医療的ケアの実施に必要な機器、用具及び消耗品の準備、点検及び補充をお願いします。 4 使用後の物品については、ご家庭に持ち帰り処分をお願いします。 5 災害時に備え、内服薬等がある場合は必要数を毎日ご持参ください。 ○緊急時の対応 1 主治医の指示内容に基づき、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに保護者に連絡します。 2 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いします。					

(表)

医療的ケア実施に関する指示書

医療機関名		所在地	
電話番号		医師氏名	㊟

児童氏名	男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項			
喀痰吸引 <small>かたん</small>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	回数 約 回/日 部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内 カテーテルサイズ(Fr) () Fr その他指示事項等 ()			
人工呼吸器 酸素療法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	人工呼吸器 種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 (<input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口) メーカー・機種: 業者名: モード: 換気回数 (f) : 酸素濃度 (FiO ₂): 離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 (分) その他指示事項 () 酸素吸入 流量 (%/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内 その他指示事項等 ()			
気管切開	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	カニューレ製品名 () 交換頻度 1回/ その他指示事項等 ()			
経管栄養	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう 製品名 () 注入内容 () 注入量・回数 () カテーテルサイズ(Fr) () Fr その他指示事項等 ()			
導尿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	カテーテル製品名 () カテーテルサイズ(Fr) () Fr 回数 約 回/日 その他指示事項等 ()			

(裏面へ続く)

(裏)

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
人工肛門	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	排泄物処理の注意点 () その他指示事項等 ()
血糖値測定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	測定時刻 () 時・ () 時 その他指示事項等 ()
インスリン投与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	薬剤名 () 1回量 単位/回 <input type="checkbox"/> 食前 <input type="checkbox"/> 食後 持続投与(メーカー名:) 薬剤名 () その他指示事項等 ()
与薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> 外用薬 薬剤名 () 1回量 () 時間 () その他指示事項等 ()
その他の医療的ケア		
緊急時の対応		[発作、誤嚥、発熱等時に係る対応]
留守家庭児童での生活上の配慮事項及び活動の制限		

○変更点がある場合は、受診時に保護者にお伝えください。

（保護者氏名）様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業実施計画書

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
作成者	(児童会名) (連絡先)			(職名) (氏名)		
実施担当者	(児童会名) (連絡先)			(職名) (氏名)		
医療的ケアの内容	実施手順				準備物・留意点	
(※別紙による場合は、契印を行うこと。)						

予想される緊急時の対応	
予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先

（児童名）に係る医療的ケア児支援事業の実施について計画の説明を受け、その内容について承諾しました。

保護者氏名（署名）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

医療的ケア児支援事業利用変更申請書

年 月 日付で（利用決定・実施通知）を受けた医療的ケア児支援事業について、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第12条第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

なお、変更に関する検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われること、また、主治医等から意見聴取を行うことがあることについて同意します。

保護者氏名（署名）

児童氏名		
変更事項	変更前	変更後
利用児童の心身の状況		
利用する医療的ケアの内容の変更		

備考 医療的ケアに関する児童の調査票（別記様式第2号）及び主治医による医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第8号）を添付してください。

（保護者氏名）様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業利用変更可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児支援事業実施の利用変更について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

児童氏名	
------	--

1 変更可の決定

変更事項	
利用児童の心身の状況	
利用する医療的ケアの内容の変更	

2 変更不可の決定

不可事項	(理由)

（裏面へ続く）

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

保護者氏名(署名) _____

医療的ケア児支援事業利用辞退届

年 月 日付け(文書番号)で(利用決定・実施通知)のあった(児童氏名)に係る医療的ケア児支援事業については、下記の理由により利用の必要がなくなったので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第13条の規定により届け出ます。

記

○辞退理由

--

(保護者氏名) 様

京田辺市長



医療的ケア児支援事業利用解除通知書

現在利用されている医療的ケア児支援事業について、下記のとおり利用を解除しましたので、京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

対象児童	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
解除年月日		年 月 日		
解除理由				

(教示)

- この決定について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(保護者氏名) 様

児童会名 _____

担当課長名 _____

医療的ケア実施報告書

標記のことについて、次のとおり医療的ケアを実施したので報告します。

児童氏名		男女	年齢	歳	生年月日	年 月 日生
					学年	
					クラス	
実 施 状 況	実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
	実施日 (実施日に○)	年 月		年 月		
		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・31		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・31		
	実施した医療的ケアの内容		対象児童の様子・特記事項			
実施担当者	(児童会名) (連絡先)			(職名) (氏名)		

議案第8号

(仮称)京田辺市教育振興基本計画策定方針(案)について

(仮称)京田辺市教育振興基本計画策定方針を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、(仮称)京田辺市教育振興基本計画の策定にあたり、その策定方針について議決を求めるものである。

(仮称) 京田辺市教育振興基本計画策定方針 (案)

令和 5 年 3 月 1 7 日
京田辺市教育委員会決定

1. 計画策定の趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号。以下「法」という。）は、その第17条第2項において、地方公共団体が、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定している。

これまで、本市教育委員会は、毎年度、「京田辺市教育の方針」を策定し、学校教育並びに社会教育活動全般の指針としてきた。

今般、「京田辺市教育の方針」の役割を引き継ぐとともに、教育委員会と市長部局がより一層連携し、中長期にわたる教育関係施策を総合的、計画的に推進していくために、本市においても、法の規定に基づく計画として「(仮称)京田辺市教育振興基本計画」を策定するものとする。

また、策定にあたっては、市長が定める京田辺市教育大綱の基本理念や基本方針を踏まえるとともに、本市のまちづくりにおける「教育」の位置付けを一層明確にするため、市としての最上位計画である京田辺市総合計画との整合を図ることとする。

2. 計画の期間

「(仮称)京田辺市教育振興基本計画」の計画期間については、市総合計画の基本構想の計画期間との整合を踏まえることとする。

第4次京田辺市総合計画の基本構想の計画期間が令和2年度～令和13年度の12年間となっていること、市総合計画まちづくりプランの中期計画が令和6年度～令和9年度、後期計画が令和10年度～令和13年度となっていることから、「(仮称)京田辺市教育振興基本計画」は、初回策定において、その計画期間を令和6年度～令和13年度とし、令和5年度中に策定する。

なお、まちづくりプランの期間に合わせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 計画策定体制

計画は、市長部局と教育委員会が一体的に策定を行うため、あらかじめ総合教育会議の協議を行い、教育委員会において決定する。

また、教育委員会事務局職員及び市長部局関係職員で構成するワーキンググループを設置し、計画案の作成等を行う。

さらに、関連計画における調査結果の活用や市民アンケート等により市民意識の把握を行うとともに、市民意見募集（パブリックコメント）を行う。

4. 公表

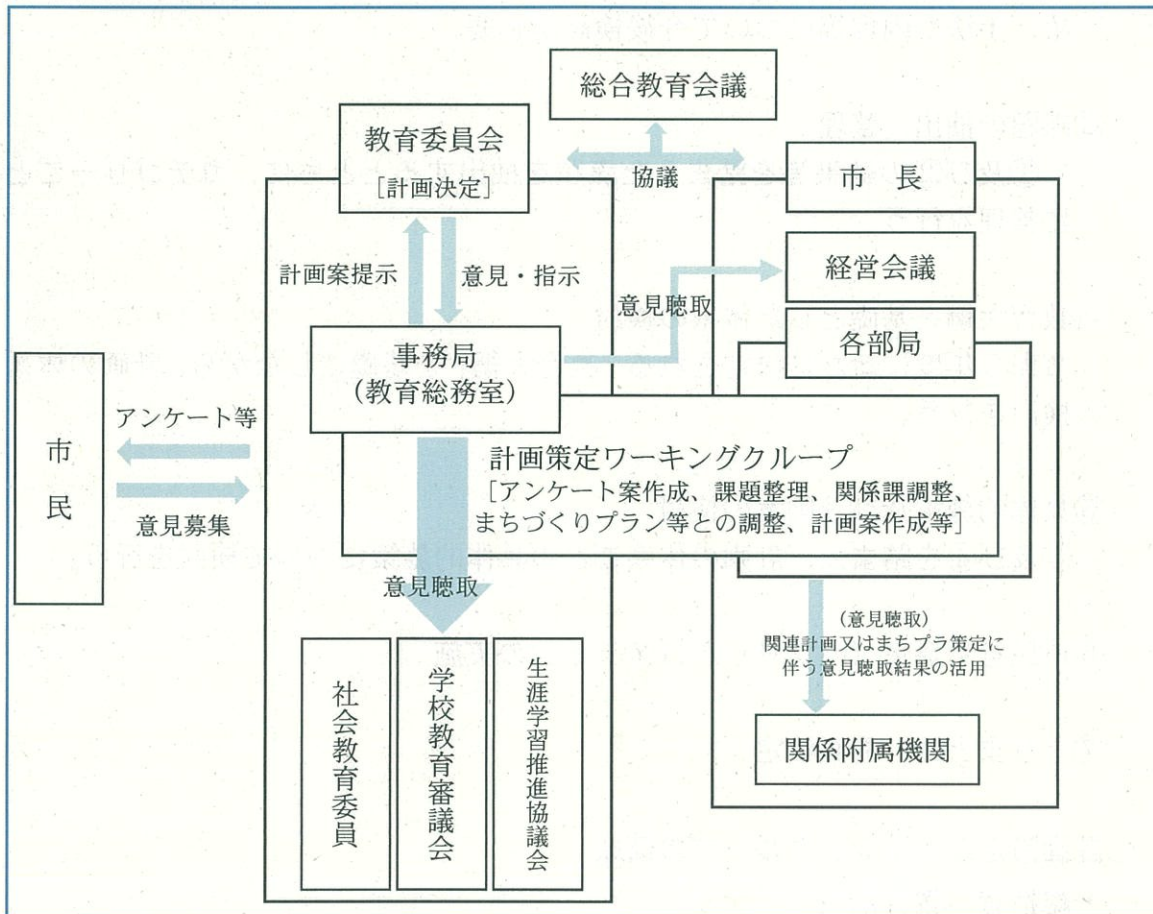
計画は、策定後すみやかに、市ホームページ等において公表する。

5. その他

文化振興及び学校体育を除くスポーツ振興については、第4次京田辺市総合計画に基づき、市長部局に属する市民部文化・スポーツ振興課が担当するため、本計画においては、市総合計画の内容を記載することとする。

(仮称) 京田辺市教育振興基本計画策定スキーム

○策定体制



○業務フロー

①関連施策等の現状確認

「教育の方針」で示した各取組や市長部局における関連施策等について、その実施状況の把握や「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や事務事業評価における成果による現状の分析を行う。

②市民アンケートの実施

※実施の内容について要検討

生涯学習や文化・スポーツ分野においては、関連の現行計画において市民意向が一定把握されている（生涯学習関連については、令和3年度に実施し

た意識調査の結果が、また、スポーツ分野については、見直し時期を同じくする「スポーツ推進計画」の情報がそれぞれ活用できる。)

また、学校教育分野においては、学習指導要領や教職員標準法などにより市における裁量に制約があることから、アンケートの項目については、網羅的に実施することは難しく検討が必要。

さらに、児童、生徒を対象とすることについても、校長会との調整等を含め、手法や内容等について今後検討が必要。

③課題の抽出、整理

①及び②の結果等を踏まえた課題を抽出するとともに、カテゴリーごとに整理を行う。

④教育大綱を基礎とした体系の検討

令和5年度に新たに決定される「教育大綱」を基礎にしながら、計画の体系の検討を行う。

⑤具体的施策及び計画案の検討

③及び④を踏まえ、計画の体系ごとの具体的施策について検討を行う。

⑥市民意見募集（パブリックコメント）の実施

⑦とりまとめ、計画決定

○計画策定ワーキンググループの構成

- ・総括者 教育部長
- ・構成員 安心まちづくり室長、輝くこども未来室長、企画調整室長、総務室長、市民政策推進室長、健康福祉政策推進室長、建設政策推進室長、経済環境政策推進室長、教育総務室長、その他総括者が必要と認める者
- ・事務局 教育総務室

議案第9号

京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）の制定について

京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が制定されることに伴い、教育委員会においても条例施行のための必要事項を定める規則を制定する必要があることから提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年京田辺市条例第 号）の施行については、京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱の
制定について

京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(提案理由)

市立幼稚園において医療的ケア児の受入れを行うに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、京田辺市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）において医療的ケアを必要とする児童の円滑な受入れを図ることを目的とする。

（準用）

第2条 幼稚園における医療的ケア児保育支援事業については、京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱（令和5年京田辺市告示第60号）の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

【読み替え版】

京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、京田辺市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）において医療的ケアを必要とする児童の円滑な受入れを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「医療的ケア」とは、第11条に規定する者が主治医の指示に基づき幼稚園において実施する疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な医療行為であって、別表に定めるものをいう。

(事業の委託)

第3条 事業の実施主体は、京田辺市とする。ただし、市長は、適切に事業を実施できると認められる者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内に住所を有し、医療的ケアを必要とする状態にあり、幼稚園に入園を希望又は在籍する者で、次条に定める申請のあったもののうち、第7条第2号又は第8条第2項の規定により教育長が事業の利用を決定したものとする。

(申請)

第5条 自ら養育する児童（以下「申請児童」という。）に幼稚園において医療的ケアの実施を希望する保護者は、医療的ケア児保育支援事業利用申請書（別記様式第1号）に、医療的ケアに関する児童の調査票（別記様式第2号。以下「調査票」という。）、確認書兼同意書（別記様式第3号）及び主治医意見書（別記様式第4号）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(検討会議)

第6条 教育長は、前条及び第12条第1項規定による申請があったときは、京田辺市医療的ケア児保育支援事業利用検討会議（以下「検討会議」という。）を開催しなければならない。

2 検討会議は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 幼稚園担当課長
- (2) 障害福祉担当課長
- (3) 子育て支援担当課長
- (4) 学校教育担当課長
- (5) 総括指導主事
- (6) 留守家庭児童会担当課長
- (7) 申請児童の担当保健師
- (8) 申請児童が入園を希望又は在籍する幼稚園の長
- (9) 申請児童が入園を希望又は在籍する幼稚園の嘱託医
- (10) その他教育長が必要と認める者

3 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、前条の規定により提出された書類により審議するほか、必要に応じて、保護者及び申請児童との面談並びに主治医との面談等を行うものとする。

- (1) 申請児童の幼稚園での集団生活の可否
- (2) 医療的ケア実施の可否
- (3) その他教育・保育及び医療的ケアの実施に関し必要な事項

4 検討会議は、審議の結果を教育長に報告しなければならない。

(検討結果の通知)

第7条 教育長は、検討会議の結果を踏まえ、次により保護者に通知するものとする。

- (1) 入園希望者の場合 事業の利用内定又は利用不可の決定を行い、医療的ケア児保育支援事業利用検討結果通知書（別記様式第5号）により保護者に通知するものとする。
- (2) 在籍者の場合 事業の利用可否を決定し、医療的ケア児保育支援事業利用可否決定通知書（別記様式第6号）により保護者に通知するものとする。

(入園調整)

第8条 前条第1号の規定により利用内定を受けた保護者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定による子どものための教

育・保育給付の認定を受けるとともに、入園を希望する幼稚園の入園許可を受けなければならない。

- 2 教育長は、前項の幼稚園の入園許可を行った場合、医療的ケア児保育支援事業実施通知書（別記様式第7号）により保護者に事業の実施を通知するものとする。

（医療的ケアに関する指示）

第9条 第7条第2号の利用を可とする通知又は前条第2項の通知を受けた保護者は、速やかに入園を予定している、又は在籍している幼稚園及び主治医と打合せを行い、主治医による医療的ケアに関する指示が記載された医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第8号。以下「指示書」という。）を教育長に提出しなければならない。

（医療的ケアの実施）

第10条 教育長は、指示書の提出があったときは、これに基づき、次条に規定する者に医療的ケア児保育支援事業実施計画書（別記様式第9号。以下「計画書」という。）を作成させ、幼稚園で実施する医療的ケアについて保護者に説明しなければならない。

- 2 前項の説明を受けた保護者は、その証として計画書に署名するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により署名された計画書の写しを保護者に交付しなければならない。

（医療的ケアを行う者）

第11条 医療的ケアを行う者は、幼稚園に配置された看護師、保健師、助産師、准看護師、医師又は認定特定行為業務従事者（以下「担当看護師等」という。）とする。

- 2 担当看護師等は、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、計画書の作成は、看護師、保健師、助産師及び医師に限り行うことができる。

- (1) 指示書に基づく計画書の作成及び医療的ケアの実施
- (2) 医療的ケアの実施内容の記録
- (3) その他幼稚園の長が必要と認める業務

（利用の変更）

第12条 保護者は、対象児童の心身状況に大きな変化があったとき又は利用する医療的ケアの内容を変更しようとするときは、医療的ケア児保育支援事業利用変更申請書（別記様式第10号）に調査票及び指示書を添えて、速やかに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、検討会議の結果を踏まえ、変更の可否を決定し、医療的ケア児保育支援事業利用変更可否決定通知書（別記様式第11号）により保護者に通知するものとする。

3 第10条の規定は、前項の規定により変更を可とした場合について準用するものとする。

（利用の辞退）

第13条 保護者は、対象児童の自立等により事業の利用の必要がなくなったときは、医療的ケア児保育支援事業利用辞退届（別記様式第12号）を、教育長に届け出なければならない。

（利用の解除）

第14条 教育長は、次の各号に該当すると認めるときは、事業の利用を解除することができる。

（1）対象児童が第4条の規定に該当しなくなったとき（ただし、前条による届出があった場合を除く。）。

（2）偽りその他不正の手段により事業の利用の決定を受けたとき。

（3）その他教育長が事業の利用を解除する必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により事業の利用を解除するときは、医療的ケア児保育支援事業利用解除通知書（別記様式第13号）により、保護者に通知するものとする。

（実施幼稚園の責務）

第15条 事業の実施幼稚園は、次の各号に掲げる責務を負う。

（1）医療的ケア実施に係る実施要領の作成、医療的ケアの安全な実施に係る委員会等の設置及び運営並びに環境の整備等医療的ケア実施における支援体制を確立すること。

（2）主治医の指示内容、搬送する医療機関並びに主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応

マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに全職員に周知徹底を図ること。

- (3) 幼稚園の長は、毎月、医療的ケア実施報告書（別記様式第14号）を作成し、保護者に通知した上で、必要に応じて主治医に内容の確認を得るとともに、その写しを教育長に提出すること。
- (4) 幼稚園の長は、医療的ケアに関する担当職員（以下「担当職員」という。）を任命し、必要な研修等を受けさせるものとする。
- (5) 担当職員は、医療的ケアを安全に実施するために必要な措置を執るとともに、担当看護師等と協力し、医療的ケアの実施時におけるヒヤリハット事例等を整理し、医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書（別記様式第15号）により幼稚園の長に報告すること。
- (6) 幼稚園の長は、主治医・医療機関と連携を図り、幼稚園の体制及び環境並びに対象児童の実態を十分に把握した上で、全職員間で情報を共有し、教育・保育における医療的ケアの意義について理解を深めるために必要な研修を実施するほか、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (7) 担任は、対象児童をよく観察し、幼稚園の長、担当職員、担当看護師等及び保護者と連絡を密に取り、安全確保に努めること。
- (8) 対象児童の幼稚園外での活動については、年間計画に基づき、医療的ケア実施の有無、安全面等について、保護者と協議すること。
- (9) 児童の発達及び発育状況を踏まえ、受入れクラス、行事への対応、教育・保育の進め方等を保護者と確認すること。

（保護者の責務）

第16条 保護者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 幼稚園から要請がある場合には付き添うこと。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備、点検及び整備を行うこと。
- (3) 登園した際、家庭における対象児童の健康状態、医療的ケアの実施状況及び対象児童の様子について、幼稚園に情報提供を行うこと。

- (4) 幼稚園から対象児童の様子について相談等があった場合は、主治医に連絡し、改善等の助言を得ること。
- (5) 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見、健康状態の変化等）を速やかに幼稚園に連絡すること。
- (6) やむを得ない事情により、幼稚園での医療的ケアの実施が困難な場合には、保護者が医療的ケアを行うこと。
- (7) 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができるようにすること。
- (8) その他幼稚園の長が安全で安心な教育・保育の提供に係る調整を求めた場合は、協力するように努めること。

(関係書類の保管期間)

第17条 この告示の規定により提出された書類及び作成した書類は、対象児童が幼稚園に在籍する間は保管し、離籍後も5年間は保管するとともに、保護者が提示を求めた場合は、速やかに提示すること。

(庶務)

第18条 本事業の庶務は、幼稚園担当課において処理する。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

喀痰吸引（口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理）
人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む。）
気管切開部の管理
経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう）
導尿
人工肛門（ストーマ）の管理
血糖値測定及びインスリン注射

別記

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市教育委員会教育長

医療的ケア児保育支援事業利用申請書

下記の医療的ケアについて、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第5条の規定により幼稚園での利用を申し込みます。

なお、受入れの検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われること、また、主治医等から意見聴取を行うことがあることについて同意します。

保護者氏名 (署名)

記

ふりがな		男	年		生年			
児童氏名		女	齢	歳	月日	年	月	日生
住所								
連絡先	(自宅) (携帯電話)	希望幼稚園名						

◎利用を申し込む医療的ケアの内容

希望する医療的ケアの項目に「レ」を付けて [] 内の該当項目に○を記入してください。

希望する医療的ケア	(看護師等有資格者が行う必要があるものに限りです。) <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 [口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理] <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法含む。) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 [鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう] <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射
-----------	--

◎かかりつけ医師

病院名		主治医氏名	
受診科名			

◎予想される緊急時の対応

予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先

様式第2号 (第5条関係)

(表)

年 月 日

医療的ケアに関する児童の調査票

保護者氏名		電話番号	
住所			

ふりがな	-----		男	年	歳	生年	年	月	日生
児童氏名			女	齢		月日			
診断名									
通院・療育の状況	医療機関名 () 診療科 () 通院頻度 (回 /)								
	医療機関名 () 診療科 () 通院頻度 (回 /)								
	療育機関名 () 通所頻度 (回 /)								
手帳等の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A ・ B) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 (級)								
身長/体重	身長: cm 体重: kg (測定日: 年 月 日)								
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 会話 (単語・二語文・文章) <input type="checkbox"/> 絵カード <input type="checkbox"/> 表情 <input type="checkbox"/> その他 ()								
内服薬	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬品名 服用間隔)								
てんかん	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (頻度 状況)								
アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()								
運動機能	首すわり (か月) 寝返り (か月) おすわり (か月) はいはい (か月)								
姿勢・移動	姿勢の 変え方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 (一部・全部) ※介助時の注意点 ()							
	姿勢の 保ち方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助や支えが必要		※普段使用している物品 () ※普段よくしている姿勢 ()					
	移動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> つかまり歩行 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> バギー <input type="checkbox"/> 車椅子 (自走・介助・電動) <input type="checkbox"/> その他							
排泄	尿	尿意	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (回 / 日)						
		方法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 導尿 (回 / 日) <input type="checkbox"/> その他 ()						
	便	便意	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (回 / 日) 使用中の薬剤 ()						
		方法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 浣腸 (回 / 日) <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) <input type="checkbox"/> その他 ()						

(裏面へ続く)

(裏)

食 事	方 法 内 容	<input type="checkbox"/> 経口	状況 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 内容 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 軟食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ミキサー食 <input type="checkbox"/> 流動食 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう 製品名 () カテーテルサイズ (Fr) 注入方法 () 注入量・回数 () トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 交換頻度 (1回/)
	血糖値 測定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時刻 (時 ・ 時 ・ 時)
	インス リン投 与	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時刻 (時 ・ 時 ・ 時) 投与方法 <input type="checkbox"/> 頻回注射療法 <input type="checkbox"/> インスリンポンプ (製品名:)
呼 吸 管 理	気 管 切 開	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	カニュレ製品名 () 交換頻度 (1回/) トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	吸 引	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	回数 (回/時間) 部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内 カテーテルサイズ (Fr)
	酸 素 吸 入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	流量 (%/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内
	人 工 呼 吸 器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 (<input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口) メーカー・機種: 業者名: モード: 換気回数 (f): 酸素濃度 (FiO ₂): 離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 (分)
	薬 剤 の 吸 入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	使用薬液 ()
出 産 時 の 状 況	妊娠期間	(週 日)	単・多 () 胎
	体 重	() g	身 長 () cm
治 療 歴	これまでの治療の経緯について (手術をしている場合は、手術歴も記入してください。)		
現 在 受 け て い る ケ ア サ ー ビ ス			
そ の 他	集団生活を送る上で配慮が必要な事項など		

確認書兼同意書

幼稚園における医療的ケア児保育支援事業の利用の申込みに当たり、次の確認事項をご理解いただいた上で、各項目の確認欄に「レ」を記入し、ご署名をお願いします。

	確認事項	確認欄
1	「京田辺市医療的ケア児ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を読み、理解しました。また、「6 各関係者の役割等」の内容を理解し、了承します。	<input type="checkbox"/>
2	やむを得ない事情により医療的ケアを行う担当看護師等が勤務できない場合には、保護者が付き添います。また、教育・保育中の医療的ケア実施の体制がとれない場合には、教育・保育の利用ができないことがあることを了承します。	<input type="checkbox"/>
3	幼稚園での感染症等が一定以上発症した場合の登園判断は、保護者の責任で行います。また、感染症等により幼稚園の判断で登園を控える場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
4	幼稚園が必要と認める場合、保護者の費用負担で主治医等の診察を受診することを了承します。	<input type="checkbox"/>
5	児童の症状に急変が生じ、幼稚園が緊急事態と判断した場合その他必要な場合は、保護者に連絡する前に救急車を要請し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担になることを了承します。	<input type="checkbox"/>
6	児童の病態の変化等により、ガイドラインに定める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、速やかに幼稚園に相談することを了承します。	<input type="checkbox"/>
7	幼稚園の人員、設備、環境等の状況により、医療的ケア児の受け入れができなくなる場合があることを了承します	<input type="checkbox"/>
8	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団での教育・保育を実施する必要な範囲で、他の児童やその保護者との間で共有する場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
9	1～8のほか、幼稚園との間で取り決めた事項を遵守します。	<input type="checkbox"/>

(あて先) 京田辺市教育委員会教育長

上記確認事項について、その内容を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者（申請者）名（署名）			
申込児童氏名		生年 月日	年 月 日生

主治医意見書

医療機関名		所在地	
電話番号		医師氏名	④

児童氏名	男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生	
診断名					受診 状況	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 不定期

幼稚園における集団生活の可否	(教育・保育中は、他の児童との接触の機会が多いため、一般的には感染症を防ぐのは難しい環境にあります。)				
	<input type="checkbox"/> 幼稚園での集団生活は可能 <input type="checkbox"/> 幼稚園での集団生活は不可 <input type="checkbox"/> その他 (具体的:)				
必要な医療的ケア	(看護師等有資格者が行う必要があるものの□に「レ」を記入してください。)				
	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 [口腔、鼻腔内吸引及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理] <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法含む。) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 [鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう] <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射				
服薬状況 (処方箋添付可)	<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無				
呼吸状況	呼吸障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無				
摂食・嚥下の状況	経口摂取	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 一部可	<input type="checkbox"/> 不可	
	誤嚥の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	食形態	<input type="checkbox"/> 普通食	<input type="checkbox"/> きざみ食	<input type="checkbox"/> ペースト状	
	その他	<input type="checkbox"/> (内容)			

(裏面へ続く)


(裏)

排尿状態	排尿障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無	
発作の状況	けいれん発作 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (内容) 発作時の対応 <input type="checkbox"/> その場で様子を見る <input type="checkbox"/> その場で座薬を挿入する <input type="checkbox"/> 救急搬送する <input type="checkbox"/> その他 (内容)	
予想される緊急時の状態及び対応	状態・頻度	
	対応	
	緊急搬送の目安	
幼稚園での生活上の配慮及び活動の制限	活動中に特別な配慮を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする (内容) 活動の制限 ※別紙「幼稚園における活動のめやす」を参考にしてください。 <input type="checkbox"/> 基本的な生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中程度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可	
その他		

幼稚園における活動のめやす

		軽い運動	中程度の運動	強い運動
幼稚園での 主な年齢別 活動内容	3 歳児	○砂遊び ○室内遊び ○すべり台をすべる	○散歩（往復40分程度） ○三輪車をこぐ ○ジャングルジムに登る ○鉄棒で足ぬき回り	○鬼ごっこ、かけっこ等 ○水遊び、泥んこ遊び ○プール遊び ○高い所から飛び降りる ○リズム遊び（曲に合わせて踊る）
	4 歳児	○砂遊び ○室内遊び ○すべり台をすべる	○散歩（往復50分程度） ○スケーターに乗る ○ジャングルジムに登る ○鉄棒の前回り ○水遊び、泥んこ遊び ○三輪車をこぐ	○走る、鬼ごっこ、かけっこ等 ○プール遊び ○フープ遊び ○リズム遊び（曲に合わせて踊る） ○転がしドッジボール、サッカー
	5 歳児	○砂遊び ○室内遊び ○すべり台をすべる	○散歩（往復1時間程度） ○スケーターに乗る ○ジャングルジムに登る ○鉄棒の前回り、逆上がり ○水遊び、泥んこ遊び ○三輪車をこぐ	○走る、鬼ごっこ、リレー等 ○プール遊び ○フープ遊び ○リズム遊び（曲に合わせて踊る） ○ドッジボール、サッカー ○縄跳び ○跳び箱、マット遊び

（保護者名）様

京田辺市教育委員会教育長 

医療的ケア児保育支援事業利用検討結果通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児保育支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第7条第1号の規定により通知します。

なお、「利用内定」とは医療的ケア児保育支援事業の実施が可能であることをお知らせするもので、入園を決定するものではありません。教育・保育給付の認定、希望幼稚園の入園調整の結果、受入れできない場合もありますので、ご了承ください。

記

児童氏名	男女	年齢	歳	生年 月日	年 月 日生
検討結果	利用内定 ・ 利用不可				
備考	<input type="checkbox"/> 利用内定の場合 希望幼稚園の入園許可を受けた場合、速やかに担当課に連絡してください。 <input type="checkbox"/> 利用不可の場合 （理由）				

（教示）

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

文 書 番 号
年 月 日

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長 印

医療的ケア児保育支援事業利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児保育支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第7条第2号の規定により通知します。

記

1 利用可の決定

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
実施幼稚園名						
実施する医療的ケア	実施する内容					
留意事項等	○留意事項					
	1 定期的に主治医の診断を受け、医療的ケアの見直し等に関わる情報を幼稚園に連絡してください。 2 登園時、児童の健康状態について、担任、看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。 3 医療的ケアの実施に必要な機器、用具及び消耗品の準備、点検及び補充をお願いします。 4 使用後の物品については、ご家庭に持ち帰り処分をお願いします。 5 災害時に備え、内服薬等がある場合は必要数を毎日ご持参ください。					
留意事項等	○緊急時の対応					
	1 主治医の指示内容に基づき、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに保護者に連絡します。 2 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いします。					

2 利用不可の決定

(理由)

（裏面へ続く）

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（保護者名）様

京田辺市教育委員会教育長 印

医療的ケア児保育支援事業実施通知書

年 月 日付けで申請のあった医療的ケア児保育支援事業の利用について、施設の入園調整の結果を受け、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

については、下記の留意事項等をご確認いただき、円滑な実施にご協力をお願いします。

記

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
実施幼稚園名						
実施する医療的ケア	実施する内容					
留意事項等	○留意事項 1 定期的に主治医の診断を受け、医療的ケアの見直し等に関わる情報を幼稚園に連絡してください。 2 登園時、児童の健康状態について、担任、看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。 3 医療的ケアの実施に必要な機器、用具及び消耗品の準備、点検及び補充をお願いします。 4 使用後の物品については、ご家庭に持ち帰り処分をお願いします。 5 災害時に備え、内服薬等がある場合は必要数を毎日ご持参ください。					
	○緊急時の対応 1 主治医の指示内容に基づき、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに保護者に連絡します。 2 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いします。					

（表）

医療的ケア実施に関する指示書

医療機関名		所在地	
電話番号		医師氏名	㊟

児童氏名		男 女	年齢	歳	生年 月日	年	月	日生
------	--	--------	----	---	----------	---	---	----

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
喀痰吸引	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	回数 約 回/日 部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内 カテーテルサイズ(Fr) () Fr その他指示事項等 ()
人工呼吸器・酸素療法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	人工呼吸器 種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 (<input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口) メーカー・機種： 業者名： モード： 換気回数 (f)： 酸素濃度 (FiO ₂)： 離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 (分) その他指示事項 () 酸素吸入 流量 (%/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内 その他指示事項等 ()
気管切開	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	カニューレ製品名 () 交換頻度 1回/ その他指示事項等 ()
経管栄養	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう 製品名 () 注入内容 () 注入量・回数 () カテーテルサイズ(Fr) () Fr その他指示事項等 ()
導尿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	カテーテル製品名 () カテーテルサイズ(Fr) () Fr 回数 約 回/日 その他指示事項等 ()

（裏面へ続く）

(裏)

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
人工肛門	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	排泄物処理の注意点 () その他指示事項等 ()
血糖値測定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	測定時刻 (時 . 時) その他指示事項等 ()
インスリン投与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	薬剤名 () 1回量 単位/回 <input type="checkbox"/> 食前 <input type="checkbox"/> 食後 持続投与 (メーカー名:) 薬剤名 () その他指示事項等 ()
与薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> 外用薬 薬剤名 () 1回量 () 時間 () その他指示事項等 ()
その他の医療的ケア		
緊急時の対応		[発作、誤嚥、発熱等時に係る対応]
幼稚園での生活上の配慮及び活動の制限		

○変更点がある場合は、受診時に保護者にお伝えください。

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長 印

医療的ケア児保育支援事業実施計画書

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
作成者	(幼稚園名) (連絡先)				(職名) (氏名)	
実施担当者	(幼稚園名) (連絡先)				(職名) (氏名)	
医療的ケアの内容	実施手順				準備物・留意点	
(※別紙による場合は、契印を行うこと。)						

予想される緊急時の対応	
予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先

_____（児童氏名）_____に係る医療的ケア児保育支援事業の実施について計画の説明を受け、その内容について承諾しました。

保護者氏名（署名）_____

年 月 日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

医療的ケア児保育支援事業利用変更申請書

年 月 日付け（文書番号）で（利用決定・実施通知）を受けた医療的ケア児保育支援事業について、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第12条第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

なお、変更に関する検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われること、また、主治医等から意見聴取を行うことがあることについて同意します。

保護者氏名（署名）

記


児童氏名		
変更事項	変更前	変更後
利用児童の心身の状況		
利用する医療的ケアの内容		

備考 医療的ケアに関する児童の調査票（別記様式第2号）及び主治医による医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第8号）を添付してください。

（表）

文書番号
年 月 日

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長 

医療的ケア児保育支援事業利用変更可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった医療的ケア児保育支援事業の利用変更について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

児童氏名	
------	--

1 変更可の決定

変更事項	
利用児童の心身の状況	
利用する医療的ケアの内容	

2 変更不可の決定

不可事項	（理由）

（裏面へ続く）

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

保護者氏名（署名）

医療的ケア児保育支援事業利用辞退届

年 月 日付け（文書番号）で（利用決定・実施通知）のあった（児童氏名）に係る医療的ケア児保育支援事業について、下記の理由により利用の必要がなくなったので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第13条の規定により届け出ます。

記

○辞退理由

--

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長 印

医療的ケア児保育支援事業利用解除通知書

現在利用されている医療的ケア児保育支援事業について、下記のとおり利用を解除しましたので、京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱において準用する京田辺市立保育所及びこども園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

対象児童	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	解除年月日	年 月 日		
	解除理由			

（教示）

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（保護者氏名）様

幼稚園名 _____
 幼稚園長氏名 _____

医療的ケア実施報告書

標記のことについて、次のとおり医療的ケアを実施したので報告します。

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日生
					クラス	
実 施 状 況	実施期間	年 月 日 () ~		年 月 日 ()		
	実施日 (実施日 に○)	年 月		年 月		
		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・		
		11・12・13・14・15・16・17・		11・12・13・14・15・16・17・		
18・19・20・21・22・23・24・		18・19・20・21・22・23・24・				
25・26・27・28・29・30・31		25・26・27・28・29・30・31				
実施した医療的ケアの内容			対象児童の様子・特記事項			
実施担当者	(幼稚園名) (連絡先)			(職名) (氏名)		

様式第15号（第15条関係）

（報告先） 所（園）長

医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書

報告者	(職名) (氏名)		
対象児童氏名		クラス	
発生日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分頃
発生場所			
対象児童の 当日の状況			
実施している 医療的ケア			
出来事の発生 状況・内容	※誰が、何を行っている時、何を、どのようにして、どうなったか、対象児童はどうなったか。		
第1発見者	<input type="checkbox"/> 対象児童 <input type="checkbox"/> 報告者 <input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> 他の教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
出来事への 対応	※誰が、どのように対応したか。		
救急救命措 置の実施	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的処置)		
報告相手	<input type="checkbox"/> 園長 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 主治医		
出来事が発 生した要因 ・背景			
今回の出来 事を受けて 改善等する (した)点			

議案第 11 号

京田辺市就学相談委員会規則の一部改正について

京田辺市就学相談委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 17 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、令和 5 年 4 月に京田辺市立大住こども園が設置されることに伴い、京田辺市就学相談委員会の委員に市立こども園の職員を追加するため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市就学相談委員会規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市就学相談委員会規則（平成11年京田辺市教育委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市立幼稚園」の次に「、こども園」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市就学相談委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 委員の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 市立幼稚園、<u>こども園</u>、小学校及び中学校の教職員</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 委員の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>市立こども園職員 の追加</p>

京田辺市適正就学指導委員会規則(平成9年京田辺市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例(平成26年京田辺市条例第1号)第7条の規定に基づき、京田辺市就学相談委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(会長、副会長及び庶務)

第3条 委員会に会長、副会長2名及び庶務若干名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

(庶務は、会計その他の委員会の庶務を行う。

(部会)

第4条 委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 検査調査部会
- (2) 教育相談部会
- (3) 啓発活動部会

2 部会は、会長の命を受け、担当事務における専門的事項に関する事業を行う。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する副会長が在任しないときの委員会は、教育長が招集する。

2 部会は、部会長が必要に応じてその都度招集する。

(会議の開催時期)

第6条 委員会は、学期ごとに1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度開催することができる。

(顧問)

(条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第2条各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月15日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第12号

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び
学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和5年4月に京田辺市立大住こども園が設置されることに伴い、
引用条例名及び引用条項を整理するため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成14年京田辺市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に改める。

別記様式第14号中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京田辺市立幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年京田辺市条例第4号。以下「条例」という。）<u>第6条第1項</u>の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年京田辺市条例第4号。以下「条例」という。）<u>第6条</u>の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>引用条例名の変更に伴う字句の整理及び引用条項の整理</p>

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>様式第14号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償</p> <p style="text-align: center;">平 金 証 書</p> </div>	<p>様式第14号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償</p> <p style="text-align: center;">平 金 証 書</p> </div>	

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<div data-bbox="235 376 898 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>受給者の住所 _____</p> <p>受給者の氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日生</p> <p>補償の種類 _____</p> <p>支給開始年月 _____ 年 _____ 月</p> <p>京田辺市立幼稚園、幼保連地型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により、上記のとおり支給します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(実施機関名) _____ 印</p> </div>	<div data-bbox="1200 384 1863 1291" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>受給者の住所 _____</p> <p>受給者の氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日生</p> <p>補償の種類 _____</p> <p>支給開始年月 _____ 年 _____ 月</p> <p>京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により、上記のとおり支給します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(実施機関名) _____ 印</p> </div>	<p>引用条例名の変更に伴う字句の整理</p>

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>〔注 意 事 項〕</p> <p>1 この証書は京田辺市立幼稚園、<u>幼稚園施設認定こども園</u>、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 これらの補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月分までを支払います。</p> <p>3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。</p> <p>(1) 氏名又は住所を変更した場合</p> <p>(2) これらの年金と同一の事由によって厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害厚生年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法(以下この項において「共済各法」という。))の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)、遺族基礎年金(昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。)<u>若しくは寡婦年金、昭和60年法律第34号の規定による改正前の船員保険法若しくは厚生年金保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金又は昭和60年法律第34号の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金若しくは寡婦年金の支給を受けることになった場合、その額が変更された場合はその支給を受けられなくなった場合</u></p> <p>(3) 傷病補償年金又は障害補償年金にあっては、その等級に変更のあった場合</p> <p>(4) 遺族補償年金にあっては、その算定の基礎となる遺族の數に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に、次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア その妻が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基礎を定める政令(以下「政令」という。)別表3に定める第7級以上の障害を有する状態にある場合を除き、55歳に達した場合</p> <p>イ その妻が55歳以上である場合を除き、政令別表3に定める第7級以上の障害を有する状態になり、又はその事情がなくなった場合</p> <p>4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり又は担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。</p> <p>5 この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。</p> <p>6 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。</p> <p>7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。</p>	<p>〔注 意 事 項〕</p> <p>1 この証書は京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 これらの補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月分までを支払います。</p> <p>3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。</p> <p>(1) 氏名又は住所を変更した場合</p> <p>(2) これらの年金と同一の事由によって厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害厚生年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法(以下この項において「共済各法」という。))の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)、遺族基礎年金(昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。)<u>若しくは寡婦年金、昭和60年法律第34号の規定による改正前の船員保険法若しくは厚生年金保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金又は昭和60年法律第34号の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金若しくは寡婦年金の支給を受けることになった場合、その額が変更された場合はその支給を受けられなくなった場合</u></p> <p>(3) 傷病補償年金又は障害補償年金にあっては、その等級に変更のあった場合</p> <p>(4) 遺族補償年金にあっては、その算定の基礎となる遺族の數に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に、次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア その妻が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基礎を定める政令(以下「政令」という。)別表3に定める第7級以上の障害を有する状態にある場合を除き、55歳に達した場合</p> <p>イ その妻が55歳以上である場合を除き、政令別表3に定める第7級以上の障害を有する状態になり、又はその事情がなくなった場合</p> <p>4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり又は担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。</p> <p>5 この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。</p> <p>6 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。</p> <p>7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。</p> <p>(1) 傷病補償年金の場合</p>	<p>引用条例名の變更に伴う字句の整理</p>

京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(1) 障害補償年金の場合</p> <p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 政令別表第2に定める等級の第1級、第2級又は第3級に該当しなくなった場合</p> <p>(2) 障害補償年金の場合</p> <p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 政令別表第3に定める等級の第7級以上に該当しなくなった場合</p> <p>(3) 遺族補償年金の場合</p> <p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合</p> <p>ウ 直系血族または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合</p> <p>ニ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合</p> <p>オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（その者が学校医等死亡の時から引き続き政令別表第3に定める第7級以上の障害を有する状態にある場合及び兄弟姉妹においては学校医等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）</p> <p>カ 政令別表第3に定める第7級以上の障害を有する状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合</p>	<p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 政令別表第2に定める等級の第1級、第2級又は第3級に該当しなくなった場合</p> <p>(2) 障害補償年金の場合</p> <p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 政令別表第3に定める等級の第7級以上に該当しなくなった場合</p> <p>(3) 遺族補償年金の場合</p> <p>ア 受給権者が死亡した場合</p> <p>イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合</p> <p>ウ 直系血族または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合</p> <p>ニ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合</p> <p>オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（その者が学校医等死亡の時から引き続き政令別表第3に定める第7級以上の障害を有する状態にある場合及び兄弟姉妹においては学校医等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）</p> <p>カ 政令別表第3に定める第7級以上の障害を有する状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合</p>	

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年京田辺市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(災害発生の報告)

第3条 京田辺市立の幼稚園、小学校又は中学校(以下「学校」という。)の長(以下「学校長」という。)は、その学校の学校医等について、公務に基づくと認められる災害が発生した場合は、速やかに当該実施機関に公務災害発生報告書(別記様式第1号)により報告しなければならない。

(認定及び通知)

第4条 実施機関は、公務災害の発生の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、速やかに公務災害補償通知書(別記様式第2号)により補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(補償の請求方法)

第5条 補償を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、補償の請求書(別記様式第3号から別記様式第12号まで)を学校長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が指定した医療機関又は薬局(以下「指定医療機関等」という。)において療養を受ける場合の療養補償については、指定医療機関等を経由して提出しなければならない。

(遺族補償年金の請求等の代表者)

第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者はそのうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又は代表者を解任したときは、そのことを証明することのできる書類を添え、速やかに書面により実施機関に届け出なければならない。

(補償の支給方法)

第7条 実施機関は、補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に対し災害補償支給通知書(別記様式第13号又は別記様式第13号の2)によりその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第8条 実施機関は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(年金証書)

第9条 実施機関は、年金たる補償の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書(別記様式第14号)を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出を求めることができる。

第10条 年金証書の交付を受けた者は、その年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(別記様式第15号)に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、実施機関に対し年金証書の再交付を請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第12条 政令第11条第1項又は第2項の規定により、遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書(別記様式第16号)及び年金証書又は遺族補償年金支給停止解除申請書(別記様式第17号)を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に対し速やかに遺族補償年金支給停止通知書(別記様式第18号)又は遺族補償年金支給停止解除通知書(別記様式第19号)により、その旨を通知しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に障害の現状報告書(別記様式第20号)又は遺族の現状報告書(別記様式第21号)を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りではない。

(届出)

第14条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(3) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第10条の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減が生じた場合

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

(学校長の助力等)

第15条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続きを行うことが困難である場合には、学校長は、その手続きを行うことができるように助力しなければならない。

2 学校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

(公務災害補償記録簿等)

第16条 実施機関は、公務災害補償記録簿(別記様式第22号)、傷病補償年金記録簿(別記様式第23号)、障害補償年金記録簿(別記様式第24号)、介護補償記録簿(別記様式第24号の2)及び遺族補償年金記録簿(別記様式第25号)を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日教委規則第9号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

議案第13号

学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について

京田辺市学校運営協議会規則（平成27年京田辺市教育委員会規則第1号）第3条に基づき、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を別紙のとおり指定する。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立普賢寺小学校の学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）としての指定期間が令和5年3月31日付で満了となるため、同校を再指定したいので、提案するものである。

指定期間は、令和5年4月1日から2年間。

京田辺市学校運営協議会規則第3条に基づき、以下のとおり学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を指定する。

1 指定する学校

京田辺市立普賢寺小学校

2 指定の日

令和5年4月1日

3 指定の期間

2年間

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校運営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(運営に関する評価)

第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

(運営への参画の促進等)

第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 設置校の校長

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があつたときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。
- 5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針(平成25年4月1日施行)による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

議案第19号

京田辺市就学援助規則の一部改正について

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、学校印の押印見直しを行うため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市就学援助規則（平成9年京田辺市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市就学援助規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
<p>別記 様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記 様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>学校長印押印見直しに伴う改正</p>																
<p>就学援助を受給希望する事由（該当記号に○をつけること。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">要保護・準要保護児童生徒就学援助費認定審査に係る所得・課税状況等調査の承諾について</p> <p>今回、受給申請しました要保護・準要保護児童生徒就学援助費の認定審査のため、必要がある場合は、当該児童・生徒の世帯員（申請者と同一世帯員）に係る所得・課税状況等について、調査されることを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">(あて先)京田辺市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者住所 _____</p> <p>申請者氏名 _____</p> <p>同一世帯員氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">校長の所見</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>学校名</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </table>	<p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p>	<p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p>	校長の所見		学校名	"	校長	"	<p>就学援助を受給希望する事由（該当記号に○をつけること。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">要保護・準要保護児童生徒就学援助費認定審査に係る所得・課税状況等調査の承諾について</p> <p>今回、受給申請しました要保護・準要保護児童生徒就学援助費の認定審査のため、必要がある場合は、当該児童・生徒の世帯員（申請者と同一世帯員）に係る所得・課税状況等について、調査されることを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">(あて先)京田辺市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者住所 _____</p> <p>申請者氏名 _____</p> <p>同一世帯員氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> <p style="text-align: center;">" _____</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">校長の所見</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>学校名</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td style="text-align: center;">" _____</td> </tr> </table>	<p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p>	<p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p>	校長の所見		学校名	"	校長	" _____	
<p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p>	<p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p>																	
校長の所見																		
学校名	"																	
校長	"																	
<p>A 要保護として受給希望 現在生活保護を受けている。</p> <p>B 準要保護として受給希望 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。 ア 生活保護の停止又は廃止 イ 市民税が非課税になった。 ウ 市民税が減免になった。 エ 個人事業税が減免になった。 オ 固定資産税が減免になった。 カ 国民年金の掛金が減免された。 キ 国民健康保険税が減免された。 ク 児童扶養手当の支給を受けた。 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。 理由（具体的に）</p>	<p>左の事由について添付すべき書類</p> <p>Aの場合 支給証明書</p> <p>Bの1の場合 アの場合 停止又は廃止になった証明書 イの場合 市民税非課税証明書 ウ〜キの場合 減免決定通知書の写し クの場合 児童扶養手当支給証書の写し</p> <p>Bの2の場合 給付所得の源泉徴収票の写し又はその他所得状況を証明した書類</p>																	
校長の所見																		
学校名	"																	
校長	" _____																	

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒又は就学予定者の保護者に対し援助を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(援助の受給資格)

第2条 この規則による援助(以下「就学援助」という。)を受けることができる者は、京田辺市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒又はこれらの学校への就学予定者並びに京田辺市に在住し、京都府立中学校及び生駒市立生駒北中学校に在学する生徒又はこれらの学校への就学予定者のうち、次の各号のいずれかに該当するものの保護者(児童及び生徒又は就学予定者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている世帯の児童及び生徒又は就学予定者(以下「要保護児童・生徒」という。)

(2) 京田辺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童及び生徒又は就学予定者(以下「準要保護児童・生徒」という。)

(経費の種類)

第3条 就学援助の経費の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費(ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。)

(3) 新入学児童・生徒学用品費

(4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

(5) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

(6) 学校給食費

(7) 体育実技用具費

(8) 修学旅行費

(9) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病のみ対象)

(10) 通学費

(11) 児童・生徒会費

(12) PTA会費

(13) クラブ活動費

(14) 卒業アルバム代

2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給している者については、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号まで、第6号、第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを就学援助から除く。

3 就学援助の額は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の費目ごとの児童・生徒1人当たりの予算単価に準じるものとし、毎年度予算の範囲内において定める。

第4条 削除

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書兼世帯票(別記様式。以下「申請書」という。)を当該児童及び生徒の在学する学校(就学予定者にあつては、就学を予定する学校)の校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、就学予定者に係る申請で教育長が認める場合は、直接教育長に提出することができる。

(認定)

第6条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、要保護児童・生徒又は準要保護児童・生徒の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知する。ただし、前条ただし書の規定により直接教育長に申請を行った場合には、教育長は直接保護者へ通知することができる。

2 教育長は、前項の認定を行うに当たり、保護者から必要に応じて源泉徴収票、所得証明書等必要な書類を提出させるものとする。

(給付の方法)

第7条 就学援助は、京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が校長を通じ保護者に給付する。ただし、新入学児童・生徒学用品費については、教育委員会が直接保護者へ支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、医療費については、教育委員会が直接医療機関へ支払うものとする。

(援助の期間)

第8条 就学援助の認定期間は、申請書を受理した月又はその翌月から当該年度の3月までとする。ただし、教育長が認める場合は、申請書を受理した月又はその翌月から翌年度の3月までとすることができる。

(認定の取消し)

就学援助を受給希望する事由(該当箇所には○をつけること。)

- A 要保護として受給希望
現在生活保護を受けている。
- B 準要保護として受給希望
 - 1 本年度又は前年度において、次の扱いを受けた。
 - A 生活保護の停止又は廃止
 - イ 市民税が非課税になった。
 - ウ 市民税が減免になった。
 - エ 個人事業税が減免になった。
 - オ 固定資産税が減免になった。
 - カ 国民年金の掛金が減免された。
 - キ 国民健康保険税が減免された。
 - ク 児童扶養手当の支給を受けた。
 - 2 その他、経済的理由により就学援助を受けたい。
理由(具体的に)

左の事由について添付すべき書類

- Aの場合
支給証明書
- Bの1の場合
 - Aの場合 停止又は廃止になった証明書
 - イの場合 市民税非課税証明書
 - ウ～キの場合 減免決定通知書の写し
 - クの場合 児童扶養手当支給証書の写し
- Bの2の場合
給付所得の源泉徴収票の写し又はその所得状況を証明した書類

要保護・準要保護児童生徒就学援助費認定審査に
係る所得・課税状況等調査の承認について

今回、支給申請しました要保護・準要保護児童生徒就学援助費の認定審査のため、必要がある場合は、当該児童・生徒の親権者(申請者と同一住所員)に係る所得・課税状況等について、調査されることを承認します。

(あて先)京田辺市教育委員会教育長

年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

同一住所員氏名 _____

※ _____

※ _____

※ _____

校長の所見

学校名

校長



議案第20号

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の
一部改正について

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部を改正
する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、学校印の押印見直しを行うため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部を
改正する規則（案）

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則（昭和56年
京田辺市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「別記様式第1号（第4条関係）」を「別記

様式第1号（第4

条関係）」に改め、「印」を削る。

別記様式第2号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>別記 様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>京田辺市教育委員会(教育長) 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校長</p> <p style="text-align: center;">単教科書使用承認申請書</p> <p>別紙のとおり単教科書を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第4条の規定により、承認を申請します。</p>	<p>別記様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>京田辺市教育委員会(教育長) 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校長 印</p> <p style="text-align: center;">単教科書使用承認申請書</p> <p>別紙のとおり単教科書を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第4条の規定により、承認を申請します。</p>	<p>押印廃止</p>

京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>京田辺市教育委員会(教育長) 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校長</p> <p style="text-align: center;">教 材 使 用 届</p> <p>別紙のとおり教材を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第5条の規定により、届け出ます。</p>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>京田辺市教育委員会(教育長) 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">教 材 使 用 届</p> <p>別紙のとおり教材を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第5条の規定により、届け出ます。</p>	<p>押印廃止</p>

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、京田辺市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)における使用教材(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条第1項に規定する教科用図書(以下「教科用図書」という。)並びに同法第34条第2項(同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する教材以外の教材をいう。以下同じ。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教材の使用)

第2条 学校においては、有益適切と認める教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第3条 前条の教材の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(教材の承認)

第4条 準教科書(教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する図書をいう。以下同じ。)を使用するときは、校長は、準教科書使用承認申請書(別記様式第1号)により教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第5条 学年又は学級の全員の教材として計画的、継続的に次に掲げるものを使用するときは、校長は、教材使用届(別記様式第2号)を教育委員会へ届け出なければならない。

- (1) 教科用図書又は準教科書と併せて使用する副読本の類
- (2) 学習の過程及び休業中に使用する各種の学習帳、練習帳の類

(教育長への委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日から昭和57年3月31日までの間に使用する教材については、第4条及び第5条の規定に基づく手続は、要しないものとする。
- 3 教科用図書以外の図書その他の教材の使用承認に関する規則(昭和48年田辺町教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成23年6月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月18日教委規則第7号)

(この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

番 号
年 月 日

京田辺市教育委員会(教育長) 様

京田辺市立 学校長



準教科書使用承認申請書

別紙のとおり準教科書を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第4条の規定により、承認を申請します。

				学 校 名		学 校				
教 科	単教科書名	編 著 者 名	発 行 所 名	発 行 又 は 改 訂 年 月 日	ペー ジ 数	価 格 (円 価)	学 年	使 用 期 間	全 使 用 数	備 考
				・ ・ 発 行 ・ ・ 改 訂						

- (注) 1 単教科書を1冊添付すること。
2 用紙の大きさは、A4横型とすること。

様式第2号(第5条関係)

番 号
年 月 日

京田辺市教育委員会(教育長) 様

京田辺市立 学校長



教 材 使 用 届

別紙のとおり教材を使用したいので、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)第5条の規定により、届け出ます。

					学 校 名	学 校					
教 科	教 材 名	編 著 者 名	発 行 所 名	発 行 又 は 改 訂 年 月 日	ペー ジ 数	任 務 (単 価)	学 年 等	使 用 期 間	全 使 用 数 量	備 考	
				・ ・ ・ 発 行 ・ ・ ・ 改 訂							

- (注) 1 教材を1部添付すること。
 2 「学年等」の欄には、「1年生科」、「2年1組～3組」、「3年男子」などを記入すること。
 3 用紙の大きさは、B4横型とすること。

議案第21号

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部改正について

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、学校印の押印見直しを行うため、提案するものである。

京田辺市教育委員会告示第 号

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市通学費補助金交付要綱（平成20年京田辺市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。


別記様式第1号中「別記様式第1号（第4条、第6条関係）」を「別記
様式第1

号（第4条、第6条関係）」に改め、「印」を削り、「規定により」を「規定により、」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>別記 様式第1号（第4条、第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京田辺市長 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校 校長</p> <p style="text-align: center;">京田辺市通学費補助金（変更）交付申請書</p> <p>京田辺市通学費補助金交付要綱第4条（第6条）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり（変更）申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>交付申請金額 円</p> <p>交付申請人数 人</p> <p>変更の理由（変更交付申請の場合）</p>	<p>別記様式第1号（第4条、第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京田辺市長 様</p> <p style="text-align: right;">京田辺市立 学校 校長 </p> <p style="text-align: center;">京田辺市通学費補助金（変更）交付申請書</p> <p>京田辺市通学費補助金交付要綱第4条（第6条）の規定により関係書類を添えて下記のとおり（変更）申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>交付申請金額 円</p> <p>交付申請人数 人</p> <p>変更の理由（変更交付申請の場合）</p>	<p>字句の整理</p> <p>押印見直しに伴う印の削除</p> <p>字句の整理</p>

遠距離通学児童生徒に係る通学費補助金交付要綱(昭和49年京田辺市教育委員会告示第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより保護者の負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、京田辺市通学費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、京田辺市内に住所を有し、京田辺市立小学校(以下「小学校」という。)に在籍する児童又は京田辺市立中学校(以下「中学校」という。)に在籍する生徒の保護者で、その児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公共交通機関又は自家用車を利用して通学し、居住地から在籍する小学校までの通常の経路による通学距離が、4キロメートル以上(普賢寺小学校に通学している場合は、3キロメートル以上)である者
- (2) 公共交通機関を利用して通学し、居住地から在籍する中学校までの通常の経路による通学距離が、6キロメートル以上である者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。ただし、8月分の補助金は交付しない。

2 同一世帯で一的小学校に通学する複数の児童が自家用車利用者に該当する場合の補助金の額は、1人分を限度とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付に係る一切の事務を学校長に委任するものとし、当該学校長は京田辺市通学費補助金(変更)交付申請書(別記様式第1号)に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表(別記様式第2号)、委任状及び定期券の写し(公共交通機関利用者に限る。)を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付すべき補助金の額を決定し、京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(変更の申請及び変更交付決定)

第6条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、京田辺市通学費補助金(変更)交付申請書(別記様式第1号)に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表(別記様式第2号)その他関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(過払に係る補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた保護者は、その児童又は生徒につき転出、転居その他の事由が生じたことにより交付を受けた補助金に過払が生じた場合には、当該過払に係る金額を市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付を取り消し、支払った補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(心身に障害を有する児童生徒に係る通学費補助金交付要綱の廃止)

2 心身に障害を有する児童生徒に係る通学費補助金交付要綱(昭和49年京田辺市教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附 則(平成25年4月1日教委告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。


別表(第3条関係)

区分		補助金額
公共交通機関利用者		定期券の購入に要する費用の2分の1
自家用車利用者	通学距離3km以上6km未満	月額1,500円
	通学距離6km以上	月額2,500円

別記様式第1号(第4条、第6条関係)

年 月 日

京田辺市長 様

京田辺市立 学校
校長 

京田辺市通学費補助金(変更)交付申請書

京田辺市通学費補助金交付要綱第4条(第6条)の規定により関係書類を添えて下記のとおり(変更)申請します。

記

交付申請金額 円

交付申請人数 人

変更の理由(変更交付申請の場合)

様式第2号(第4条、第6条関係)

京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表

学年	児童生徒 氏名	住所	通学 距離	通学方法	交付 申請額

申請期間： 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第5条、第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

京田辺市立
校長

学校
様

京田辺市長



京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった京田辺市通学費補助金について、下記
のとおり交付することに決定したので、京田辺市通学費補助金交付要綱第5条(第6条第2項)
の規定により通知します。

記

(変更後)交付決定金額	円
変更前交付決定金額	円(変更交付決定の場合)
(変更後)交付決定人数	人
変更前交付決定人数	人(変更交付決定の場合)

議案第14号

令和5年度京田辺市立学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校医の任期が、令和5年3月31日で満了することから新たに別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校医	八木 公美代	田辺幼稚園
学校医	上村 学	田辺東幼稚園
学校医	吉田 大輔	草内幼稚園
学校医	三村 良明	三山木幼稚園
学校医	伊原 隆史	松井ヶ丘幼稚園
学校医	田畑 眞佐子	薪幼稚園
学校医	濱口 賢子	普賢寺幼稚園
学校医	澤井 公和	大住小学校
学校医	飴野 弘之	田辺小学校
学校医	上村 学	草内小学校
学校医	高橋 隆宏	三山木小学校
学校医	吉田 大輔	三山木小学校
学校医	岡本 祐之	普賢寺小学校
学校医	中所 英樹	田辺東小学校
学校医	濱口 賢子	松井ヶ丘小学校
学校医	伊原 隆史	松井ヶ丘小学校
学校医	新田 昌稔	薪小学校
学校医	八木 公美代	桃園小学校
学校医	山田 栄治	田辺中学校
学校医	松前 宏信	田辺中学校
学校医	芳野 二郎	大住中学校
学校医	寺島 隆平	大住中学校
学校医	石丸 寿美子	培良中学校

議案第15号

令和5年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校歯科医の任期が、令和5年3月31日で満了することから新たに別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校歯科医	石田 光輔	田辺幼稚園
学校歯科医	吉田 幸雄	田辺東幼稚園
学校歯科医	関西 一博	草内幼稚園
学校歯科医	米田 正彦	三山木幼稚園
学校歯科医	福嶋 英夫	松井ヶ丘幼稚園
学校歯科医	池田 昌弘	薪幼稚園
学校歯科医	古市 知之	普賢寺幼稚園
学校歯科医	奥野 博茂	大住小学校
学校歯科医	石田 光輔	田辺小学校
学校歯科医	服部 哲夫	草内小学校
学校歯科医	米田 正彦	三山木小学校
学校歯科医	秋田 吉輝	三山木小学校
学校歯科医	関西 一博	普賢寺小学校
学校歯科医	吉田 幸雄	田辺東小学校
学校歯科医	福嶋 英夫	松井ヶ丘小学校
学校歯科医	池田 昌弘	薪小学校
学校歯科医	河村 裕行	桃園小学校
学校歯科医	織田 晴彦	田辺中学校
学校歯科医	立本 充志	大住中学校
学校歯科医	坂上 京子	培良中学校

議案第16号

令和5年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校薬剤師の任期が、令和5年3月31日で満了することから新たに別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校薬剤師	神尾 倫子	田辺幼稚園
学校薬剤師	相原 紀章	田辺東幼稚園
学校薬剤師	山崎 博章	草内幼稚園
学校薬剤師	西村 小英子	三山木幼稚園
学校薬剤師	茨木 まどか	松井ヶ丘幼稚園
学校薬剤師	小西 めぐみ	薪幼稚園
学校薬剤師	木原 裕子	普賢寺幼稚園
学校薬剤師	相原 統	大住小学校
学校薬剤師	神尾 倫子	田辺小学校
学校薬剤師	山崎 博章	草内小学校
学校薬剤師	諸 美弥子	三山木小学校
学校薬剤師	福本 育子	普賢寺小学校
学校薬剤師	相原 紀章	田辺東小学校
学校薬剤師	茨木 まどか	松井ヶ丘小学校
学校薬剤師	小西 めぐみ	薪小学校
学校薬剤師	羽瀨 友哉	桃園小学校
学校薬剤師	牟田 靖子	田辺中学校
学校薬剤師	相原 統	大住中学校
学校薬剤師	山崎 博章	培良中学校

議案第17号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、次の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員藤井美由紀氏の辞職を承認したことに伴い、その後任委員として、久保佳子氏を新たに委嘱し、また、任期が令和5年3月31日で満了となる委員の後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

久保佳子氏の任期は、令和5年3月17日から残任期間である令和5年8月24日まで。久保佳子氏以外の委員の任期は、令和5年4月1日から2年。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	久保 佳子	京田辺市社会教育委員
学識経験のある者	原田 隆史	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
家庭教育の関係者	島谷 千織	京田辺子ども文庫連絡会
学識経験のある者	村木 美紀	同志社女子大学学芸学部准教授
学識経験のある者	森崎 亮子	図書館を考える会
社会教育の関係者	古田 直樹	一般公募

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
久保 佳子	社会教育の関係者	R5. 3. 17～ R5. 8. 24	委嘱	新任	
原田 隆史	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱	再任	
島谷 千織	家庭教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱	再任	
村木 美紀	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱	再任	
森崎 亮子	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱	再任	
古田 直樹	社会教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱	新任	
木崎 房	学校教育の関係者	R4. 6. 15～ R5. 6. 18	委嘱		

議案第18号

京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、保護者負担軽減事業として市立幼稚園の教材費(月額700円)の無償化を実施するため、所要の改正を行うとともに、幼稚園入園許可証に係る様式の整理を行うため、提案するものである。

京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

1 趣旨

保護者負担軽減事業として市立幼稚園の教材費（月額700円）の無償化を実施するため、所要の改正を行うとともに、幼稚園入園許可証に係る様式の整理を行うもの

2 改正概要

- ・市立幼稚園の教材費（月額700円）の無償化（第11条第2項関係）
- ・幼稚園入園許可証に係る様式の整理（別記様式第2号関係）

3 施行日

令和5年4月1日

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）

京田辺市立幼稚園園則（平成27年京田辺市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 園児の保護者は、前項の保育料等のほか、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定により、教材費、給食費その他幼稚園の事業において必要とされる費用の実費を負担しなければならない。

第12条第2項中「入園許可書」を「幼稚園入園許可証」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

年 月 日

京田辺市教育委員会 印

幼稚園入園許可証

様

下記のとおり、入園を許可します。

園児氏名及び生年月日	
幼稚園名及び所在地	
入 園 許 可 日	
利 用 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(保育料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 園児の保護者は、前項の保育料等のほか、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定により、教材費、給食費その他幼稚園の事業において必要とされる費用の実費を負担しなければならない。</p> <p>(入園手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、市立幼稚園入園願書の審査その他必要な調査を行い、入園を決定し、<u>幼稚園入園許可証</u>（別記様式第2号）を保護者に交付するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(保育料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定により徴収する実費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教材費 月額700円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、幼稚園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの 園長が定める金額</u></p> <p>(入園手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、市立幼稚園入園願書の審査その他必要な調査を行い、入園を決定し、<u>入園許可書</u>（別記様式第2号）を保護者に交付するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>市立幼稚園の教材費（月額700円）の無償化</p> <p>様式の整理</p>

京田辺市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
<p>様式第2号（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京田辺市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">幼稚園入園許可証</p> <p>様</p> <p>下記のとおり、入園を許可します。</p> <table border="1" data-bbox="120 718 1016 1332"> <tr> <td>園児氏名及び生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園名及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 園 許 可 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	園児氏名及び生年月日		幼稚園名及び所在地		入 園 許 可 日		利 用 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法				<p>様式第2号（第12条関係）</p> <p>保護者 様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 100px;">整理番号</div> <p style="text-align: center;">入園許可書</p> <table border="1" data-bbox="1086 625 1971 855"> <tr> <td>幼 児 名</td> <td></td> <td>歳 児</td> </tr> <tr> <td>許 可 す る 幼 稚 園</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>上記のとおり入園を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京田辺市教育委員会 印</p>	幼 児 名		歳 児	許 可 す る 幼 稚 園			<p>様式の整理</p>
園児氏名及び生年月日																		
幼稚園名及び所在地																		
入 園 許 可 日																		
利 用 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法																		
幼 児 名		歳 児																
許 可 す る 幼 稚 園																		